日本での生活を安心・快適にするための

# 留学生生活手帳





一般財団法人 共立国際交流奨学財団 理事長 菊川長德

行.	。 動スケジュール	4	2-7. 郵便について	39	4.	がくせいせいかつ - <b>学生生活</b>	63	6.	pくしゅそうだんまどぐち 各種相談窓口	89
	* - 1 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		gurtuでんち けいゃく <b>2-8. 携帯電話の契約</b>	40	4-1.	リゅうがく <b>留学について</b>	64 6	j-1. ∫	きうきょうとない がいこくじんそうだんまどぐち 東京都内の外国人相談窓口	90
1.	typょうてつづ . 必要手続き	7	2-9. インターネットの申込み	41	4-2.	ಀೣೢೢಀೢಁಁಁಽಀೣ 奨学金に応募する	66 6	j-2.	べんでしかい 弁護士会による法律相談窓口	91
1-1.	ざいりゅうかんりせいど ざいりゅう 在留管理制度「在留カード」	8	2-10. 自転車の利用について	42	4-3.	がくひ げんめんせいど 学費の減免制度	67 6	5-3.	がいこくじんがくせい たいしょう みんかん そうだんきか 外国人学生を対象とする民間の相談機関	<b>貞</b> 92
1-2.	でいりゅうかんりせいど 在留管理制度における手続き	10	2-11. 自動車の運転免許	43	4-4.	アルバイトの許可申請と条件	68 6	5-4. i	でんゎ こころ なや ごとそうだん 電話による心の悩み事相談	93
1-3.	住所や所属機関に変更が出た時	12	2-12. 生活用品の調達	44	4-5.	アルバイトの操しが	6	j-5. 🖁	こうつうじて そんがい たいしょう そうだんきか 交通事故・損害などを対象とする相談機関	岁 94
1-4.	在留カードの再交付	13	2-13. 転居(引越し)する時には	45	4-6.	アルバイトで問題が起こったら	71	*	165<	
1-5.	ざいりゅうきかん ざいりゅうしかく へんこう 在留期間・在留資格の変更	14	3. 生活知識とマナー	47	4-7.	にほんじん ゆうじん 日本人の友人をつくる	72		10.55く <b>連絡リスト</b> トラサルラクセロンタやイ」ル   1.やイ   L	97
	でいりゅう 在留カードの返納	15	************************************	48		<sup>こうりゅうかつどう</sup> さんか <b>交流活動に参加する</b>	72		とうきょうとないくやくしょ しゃくしょ 東京都内区役所・市役所リスト	98
	ビザ/入管法と在留資格	16	3-2. ゴミの出し方、捨て方	49		りゅうがくせいどうし たいせつ おいせつ 留学生同士のネットワークを大切にする	7.		CBうごくかんりきょく 入国管理局リスト	103
	さいりゅうきかん こうしん ざいりゅうしかく へんこう 在留期間の更新と在留資格の変更	18	3-3. 台所の使い方	50		. 就職活動	7.		まいにちがいこく 在日外国(アジア)公館リスト	104
1-9.	こくみんけんこうほけん 国民健康保険について	20	3-4. トイレの使い芳	51		しゅうしょく ざいりゅうしかくへんこう . 就職のための在留資格変更	78 78		ハラばんまいだんほうじんきょうりつこくさいこうりゅうしょうがくざいたん 一般財団法人共立国際交流奨学財団	106
1-10	は、対金について	24	3-5. お風呂の入り芳	52	_		,,		が、せいがいかんじょうほう 学生会館情報	107
2.	せいかつきばん . 生活基盤づくり	27	3-6. ふとんの使い方	53	5.	きんきゅうじ たいおう 緊急時の対応	81	-	フンルームタイプで食事付【住居】情報	109
2-1.	ぎんこうこうざ かいせつ 銀行口座の開設	28	***うどうせつび つか かた 3-7. 共同設備の使い方	54	5-1.	びょうき 病気になった時の対応	82			
2-2.	しゅくしゃ がいよう 宿舎の概要	30	3-8. 近隣とのトラブル	55	5-2.	たケガや急に具合が悪くなった時は	83			
2-3.	みんかんちんだいしゅくしゃ 民間賃貸宿舎について	32	3-9. 食事のマナー	56	5-3.	とうなん いしっ 盗難・遺失について	84			
2-4.	Lpくしゃ さが かた 宿舎の探し方	34	3-10. 公共マナー	58	5-4.	でうつうじて ひがいしゃ かがいしゃ 交通事故の被害者・加害者になったら	85			
2-5.	ちんだいけいゃくじ ちゅういじこう 賃貸契約時の注意事項	36	3-11. 路上でのマナー	60	5-5.	火災を起こさないために	86			
2-6.	でんき かどう 電気・水道・ガスの使用	38	3-12. 電話の掛け方	61	5-6.	でしたさいがい あ 地震災害に遭ったら	87			

	1 ヶ月	2~6 ヶ月	7 ヶ月~ 1 年	い とう <b>以降</b>
ジュミュステラ 必要手続き	●新規在留力一ドの登録  ○ 新規を受けるこう ほけん か にゅう ○ 国民健康保険の加入			●在留カードを紛失した時は ●在留カードを紛失した時は ●在留期間の変更 ●就職のための在留資格変更 ●在留力ードの返納 ●在留力ードの返納 ●確定申告(2/16 ~ 3/15)
************************************	● 宿舎を探す ●銀行口座の開設 ●電気・水道・ガスの使用 ●かびんぶつ うけと ●郵便物の受取り  *****  ***** ● **** ● **** ● **** ● ** ● ** ● *    ** ● **	●自転車の利用  ○直転車の利用  ○直転車の利用  ○運転免許		●転居(引越し)する時には
生活知識	生活知識とマナー			
学生生活	型学金・学費減免制度		( うかかっとうぎょ か ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	<b>●就職活動</b>
その他	************************************			

にほん にゅうこく 日本に入国したら、すぐに行わなくてはいけない こうてき てっづ 公的な手続きについて説明していきましょう。

2019年4月1日より、外局化に伴う固有名称の変更があります。

ます。 ちょうにゅうこくかんりかんしょ 【旧】地方入国管理官署 まゅう とうきょうにゅうこくかんりきょく 【旧】東京入国管理局

→【新】出入国在留管理官署

しん
とうままうしゅつにゅうこくざいりゅうかんりかんしょ

・ (新】出入国在留管理官署

しん
とうきょうしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく

・ (新)東京出入国在留管理局

# 1-1. 新たな在留管理制度

これまで来日した一定の外国人は「外国人登録」が必要でしたが、2012年7月か った。 ら新たな在留管理制度として「在留カード」の交付に変更されました。

※ 新たな在留管理制度の導入に伴って、「外国人登録」制度は廃止されました。

# 

- ・我が国に中長期間にわたり適法に在留する外国人(留学生も含まれます)に在留カード が交付されます。
- ・勤め先が変わるなどした場合、届け出を行うことが必要です。
- ・在留期間の上限がこれまでの3年から、最長5年(留学は4年3ヵ月)になりました。
- なんいない さいにゅうこく ばぁい さいにゅうこくきょかてつづき げんそく ふょう さいにゅうこくきょ 1年以内に再入国する場合の再入国許可手続を原則として不要とする「みなし再入国許 がせいど 可制度」が導入されました。

●カード裏面

#### ■「在留カード」はどういうカード?

 ・ 在留カードは、中長期在留者に対し、上陸許可や在留資格 へんこうきょか ざいりゅうきかん こうしんきょか ざいりゅう かかわ きょか の変更許可、在留期間の更新許可など、在留に係る許可に 伴って交付されるものです。

にゅうこくご じゅうきょち きだ とき 入国後、住居地を定めた時、 また じゅうきょち へんこう した時 又は住居地を変更した時 に、変更後の新しい住居地 が記載される欄です。

#### ●カード表面



※在留カードには偽変造防止のため のICチップが搭載されており、カー ド面に記載された事項の全部又は 一部が記録されます。

しかくがいかつどうきょか 資格外活動許可を 受けた時に、許可 の内容が記載され る欄です。

	住居地記載欄	
属出年月日	住居地	記載者印
<b>非外运動性可翻</b>		在個際問更新等許可申
		- 1

きょかしんせい 許可申請をした時に、申請中であるこ とが記載される欄です

※申請後、更新又は変更の許可がされた 時は新しい在留カードが交付されます。

## ■有効期間は?

- ・ 在留カードの有効期間は、次のとおりです。
- < 16 歳以上の方>

ネいじゅうしゃ 永住者・・・・・・・ 交付の日から7年間

えいじゅうしゃいがい ざいりゅうきかん まんりょうび 永住者以外・・・ 在留期間の満了日まで

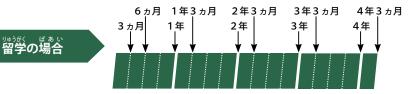
< 16 歳未満の が >

えいじゅうしゃ 永住者・・・・・・・16歳の誕生日まで

永し思うしゃいがい さいりゅうきかん まんりょうびまた きい たんじょうび はゃ ほう 永住者以外・・・ 在留期間の満了日又は 16 歳の誕生日のいずれか早い方まで

## りゅうがくせい ざいりゅうきかん じょうげん ■留学生の在留期間の上限は?

- ・留学の在留期間は、これまでの6カ月、1年、1年3カ月、2年、2年3カ月に、新た に3カ月、3年、3年3カ月、4年、4年3カ月が加わりました。
- ・したがって留学資格の場合、在留期間の上限は最長で「4年3ヵ月」となりました。



#### ■再入国許可の制度も変わります

- ・有効な旅券(パスポート)及び在留カードを所持する外国人の方が、出国後1年以内に キヒレヒルウラニヘ 再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります(みなし再入国 許可と言う)。
- ・みなし再入国許可で出国した方は、その再入国許可の有効期間を海外で延長することは できません。
- ・出国後1年以内(注)に再入国しないと在留資格が失われることになります。
- ちゅう ざいりゅうきげん しゅっこくど ねんみまん ばあい ざいりゅうきげん これにゅうこく (注) 在留期限が出国後1年未満の場合は、その在留期限までに再入国してください。これまでど さいにゅうこくきょか う しゅっこく ばあい ざいりゅうきかん おう さいにゅうこくきょか ゆうこうきかん じょうげん おり再入国許可を受けて出国する場合、在留期間に応じて再入国許可の有効期間の上限が「3

# 1-2. 新たな在留管理制度における手続き

### ■手続きの流れ

#### 入国の審査

- ・旅券(パスポート)に上陸許可の証印
- ちゅうちょうきざいりゅうしゃ ざいりゅう こうふ ・中長期在留者には在留カードが交付

#### じゅうきょち とどけで 住居地の届出

はままます。 まだ 住居地を定めてから 14 日以内に住居地の区・市役所に届け出る

まきまい しょぞくまかん かいよう しょぎいち へんこう 注意3) 所属機関の名称や所在地が変更になったら届け出が必要・・・P12参照

まゅうい はいぐうしゃ りょんまた しべっ にゅうし とど で むつよう 注意4) 配偶者と離婚又は死別した場合は届け出が必要・・・・・・・・・・P12参照

ちゅうい ざいりゅう ぶんしつ とうなん ばあい さいこうぶしんせい ひつよう せんしょう 注意5)在留カードを紛失・盗難の場合は再交付申請が必要・・・・・・P13参照

#### さいりゅうしんさ 在留審査

10

でいゅうきかんこうしんきょか でいりゅうしかくへんこうきょかなど さい ちゅうちょうきていりゅうしゃ かた・在留期間更新許可、在留資格変更許可等の際、中長期在留者の方にはでいゅう なんしょう 在留力ードが交付されます・・・・P14参照

## ■入国から住居地の届け出まで

①入国時の空海港で、旅券 (パスポート) に上陸許可の証印 (証印シールの貼付) がされ ちゅうちょうまで、旅券 (パスポート) に上陸許可の証印 (証印シールの貼付) がされるとともに、中長期在留者には在留カードが交付されます。

(当面は特定の空海港のみ: 2019年2月現在)

- ②住居地を定めてから 14 日以内に、住居地の区・市役所などに届け出てください。 入国 じに  $\frac{1}{2}$  に  $\frac{1$
- ※ 区・市役所の窓口へ届け出に行く時は、必ず在留カード(在留カードが後日交付される方は 旅券)を持参してください。

#### しゅつにゅうてくくうかいこう しかくがいかつどうきょかしんせい ■出入国空海港で資格外活動許可申請ができるようになりました

- ・新しい在留管理制度の導入に伴い、たいかっとうまかしたない、次のいずれにを当てはまる人を対象として、資格外活動許可申請ができるようになりました。

  したまからなした。
  「治者にゅうさくしゃ。」
  「知うが、からからことではまる人を対象として、資格外活動許可申請ができるようになりました。
  「新規入国者のうち「留学」の在留資格が決定され、在留カード交付対象となる人
- ■転入届・転居届を一括して行えます
- ・新しい在留管理制度の導入と合わせて、外国人住民は住民基本台帳制度の対象となります。(日本国民と同様、市区町村の窓口で住民票の写しの交付を受けることができます。)
- ・ 大いてき かんこう たんきたいざいしゃとう のぎ ちゅうちょうさいゆうしゃ てきほう かけっ こ さい ・ 具体的には観光などの短期滞在者等を除いた中長期在留者など適法に3カ月を超えて在 っ いいこくじゃ きも かいこく かま かいこく たいます。
- ・新しい在留管理制度における住居地の届け出は、在留カードを持参し、住民基本台帳制 ・ 度における転送は、・ を記述して行うことができます。
- ・これらの届け出は原則として、本人が行うこととなりますが、委任状により委任することもできます。

### ■「在留カード」を受け取ったら

- ・外出をする時には、必ず在留カードを持っていなければいけません。(携帯義務があります。)
- ・ 入国審査官、入国警備官、警察官等から提示を求められた場合は、提示する必要があります。
- ・紛失の時に備え、在留力ード番号は必ず手帳などに書き写しておきましょう。

### <お問い合わせはこちらへ>

がいてくじんざいりゅうそうごう 外国人在留総合インフォメーションセンター(平日 8:30 ~ 17:15)

**2** 0570-013904

(IP 電話・PHS・海外からは な 03-5796-7112)

# 1-3. 住所や所属機関に変更が出た時

#### きらないよう へんごう 記載内容が変更となった時は、14日以内に届け出をしなければなりません。

## ■住居地が変更した場合

- ・住居地が変わった時は、変更の届け出が必要です。
- ・元々住んでいた地区の区、市役所へ行き、転出証明書を交付してもらいます。
- ・新しい住居が定まってから 14 日以内に、転出証明書と在留カードを持って、新しい住居が定まってから 14 日以内に、転出証明書と在留カードを持って、新しい住居地区の区・市役所の窓口へ行き転入届を提出します。

## ■氏名等の変更の場合

- ・結婚して姓や国籍・地域が変わった場合など、氏名、国籍・地域を変更した時は、変更 の届出が必要です。
- ・変更後 14 日以内に行ってください。
- ・地方入国管理官署で法務大臣に届け出てください。

# ■所属機関 (学校・会社など) の名称・所在地が変更した場合

- ・「技術・人文知識・国際業務」等の就労資格(「芸術」、「宗教」、茂び「報道」を除く)や、「智学」等の学ぶ資格の外国人が、所属機関(学校、会社など)の名称や所在地が変更となった時は、変更の届け出が必要です。
- へんこうご かいない おこな ・変更後 14 日以内に行ってください。
- ・地方入国管理官署へ出頭又は東京入国管理局への郵送により法務大臣に届け出てください。

# ■配偶者と離婚又は死別した場合

- ・「家族滞在」、「日本人の配偶者等」及び「永住者の配偶者等」のうち、配偶者に係る人は、 配偶者と離婚文は死別した場合、変更の届出が必要です。
- ・事実が発生してから4日以内に行ってください。
- ・地方入国管理官署へ出頭又は東京入国管理局への郵送により法務大臣に届け出てください。

#### ざいりゅう 1-4. 在留カードの再交付

在留力ードの熱失、盗難、災害などで失ったり、著しく汚れたり破損してしまった場合、地方入国管理官署に 14 日以内に再交付を申請してください。

# ■まず、紛失・盗難は警察署、災害で失った場合は消防署に

- ・居住地域あるいは紛失した場所の近くにある警察署に行ってください。
- ・「遺失届」あるいは「盗難届」を提出します。
  - 注意)「遺失届」や「盗難届」は、必ず直接窓口に行って決められた用紙に記入しなければなりません。電話で済ませることはできません。

#### <災害により失った場合>

- ・火事などで滅失した場合は、居住地域あるいは滅失した場所の遊くにある消防署に行ってください。
- ・事情を説明し、り災証明書等の疎明資料を発行してもらいます。

# ■地方入国管理官署で再交付の申請をしてください

- ・追失届受理証明書、盗難届受理証明書を持って、地方入国管理官署の窓口へ行き、 ・遺失届受理証明書、盗難届受理証明書を持って、地方入国管理官署の窓口へ行き、 すでうる。 ねが で 再交付を願い出ます。

### **■在留カードを著しく汚した場合**

・在智力ードの著しい汚れや破損等が生じた場合には、できるだけ速やかに再交付を 申請してください。

在留力ードに著しい汚れや破損等が生じていなくても、在智力ードの交換を希望する時は、再交付の申請ができます。ただし、この場合には手数料が必要です。

#### ■再交付手続きに必要なもの

- ①申請書
- ②写真 1 枚 タテ 40mm×ヨコ 30mm (提出日より 3 カ月以内に撮影したもの)
- ③「遺失届受理証明書」、「盗難届受理証明書」、「り災証明書」等の必要書類

# 1-5. 在留期間・在留資格の変更(在留審査)

<sup>さいりゅう</sup>ないよう、へどうまた。 まいりゅうないよう けいぞく はあい ざいりゅうしんさ おこな ちゅうちょうきざい 在留内容が変更又は在留内容を参照 りゅうしゃ のと あたら <u>留者の人には新</u>しいカードが交付されます。

## ■どんな時に交付されるの?

- ・在留資格変更、在留期間更新、永住許可や在留資格取得許可が得られた時。
- ・ 中長期在留者として許可される場合には、許可の内容が表記された在留カードが交付されます。
- ・旅券には、許可の証印シールは貼られません。

#### **■いつから手続きできるの?**

- ・在留を続けたい場合は、在留期限が過ぎる前に、更新の申請をしてください。
- でいりゅうきかん こうしん でいりゅうきかん かげつじょう ひと ばあい ざいりゅうきかんきんりょうび かげつまえ ・ 在留期間の更新は、在留期間が 6 カ月以上の人の場合、在留期間満了日の 3 カ月前から申請が可能です。
- ・在留資格の変更は、事由が生じた日から申請できます。
- ・申請に対して許可が出ると、新しい在留カードが交付されます。
- ・古い在留カードは、返却することになります。

## じょうきしんせいじ ひつよう ■上記申請時に必要なもの

①写真 1 枚 タテ 40mm×ヨコ 30mm (提出日より 3 カ月以内に撮影したもの)

# **1-6. 在留力ードの返納**

まで、にほんいがいのは、 1955代 ときには、 5095 コードを返納しなければなりません。 中国 や日本以外の国へ留学する時には、 在留力 一ドを返納しなければなりません。 もし、 返納義務を履行しなかった場合は罰則が適用されます。

#### ■在留カードはいつ返納するの?

・卒業して帰国したり、日本以外の第三国へ留学したりする場合には、在留カードを返納 しなければなりません。

### ■どこで返納するの?

へんのう しゅっこくじ くうかいこうなど おこな 返納は出国時の空海港等で行えます。

# ■もし、返納時に在留カードを忘れたら?

・在留カードの返納義務を履行しなかった者は、20 万円以下の罰金に処せられることがあります。注意しましょう。

# ■みなし再入国許可で出国したが、日本に戻らないことになったら

- ・みなし再たり云くきまか しゅっこく たいのこく にゅっこく にゅっこく にゅっこく まいたのうこく きょか ゆうこうきかんない さいたのうこく かった し再入国した 中長期在留者が、再入国の許可の有効期間内に再入国しな かった場合でも、在留カードを返納しなければなりません。
- ・その事由が生じた日から14日以内に、在留カードを返納してください。
- ・東京入国管理情報部門 (〒 108-8255 東京都港区港南 5-5-30) 宛てに、 失効した在留カードを送付してください。

# 1-7. ビザ / 入管法と在留資格

#### にゅうかんほう ざいりゅうしかく 入管法と在留資格について、概略を説明しておきます。

## ■入管法とはなにか?

- ・日本に入国し滞在する全ての外国人は、「出入国管理および難民認定法」(以下入管法 と省略)という法律によって、在留中の活動内容や手続きの仕方が細かく定められてい
- まそく いはん 規則に違反したりすると、留学生活を継続できなくなることもありますので十分注意が 必要です。

# ぎいりゅうしかく ■在留資格はたくさんある

- ・日本での滞在を許可された全ての外国人は、それぞれの滞在目的にしたがって、「在留 しかく 資格」と「在留期間」が定められています。
- ・さらに各々の「在留資格」には、活動できる内容が厳格に規定されています。
- ・許可なく収入を伴う活動などの資格外活動をしたりすると、退去強制処分を受けたり、 ばいりゅう きかんこうしん しゃくへんこう しんせい ふきょか 在留の期間更新や資格変更の申請が不許可になったりすることもあります。

<在留資格と行うことのできる活動>

いか にゅうかんほう きだ おも ざいりゅうしかく かつどうないよう かんりゃく せつめい 以下に入管法で定められている主な在留資格と活動内容について簡略に説明します。

※ 詳細は外国人在留総合インフォメーションセンター**☎** 0570-013904 まで。

#### また ずいりゅうしかく さだ はんい しゅうろう かのう ざいりゅうしかく 1) 主な在留資格に定められた範囲での就労が可能な在留資格

ででである。 交: 外交活動

用:国際機関の公用活動

でゅうにほん だいがく こうとうせんもんがっこう けんきゅう きょういくかつどう 授:日本の大学や高等専門学校における研究・教育活動

術:収入を伴う芸術活動

教:宗教活動

道:外国報道機関の報道活動

こうどせんもんしょくこうとじんさい高度専門職:高度人材

はいまい かんり じぎょう けいえい とうしかっどう 経営・管理:事業の経営・投資活動

法律・会計業務:法的有資格者による法律・会計に関わる活動

りまう ほうてきゅうしかくしゃ 療: 法的有資格者による医療活動 きゅう にほん きかん いやく もと いんきゅうかつどう 究: 日本の機関との契約に基づく研究活動

いく にほん しょう ちゅう こうこう せんしゅうかつこう かくしゅかつこうなど 育:日本の小・中・高校、専修学校・各種学校等またはこれに準ずる教育機 関における教育活動

技術・人文知識・国際業務:機械工学等の技術者、法律・経済・社会学その他の人文 かがく ちしきょう ぎょうじ がいこくぶんか きばん ゆう しこう かんじゅせい 科学の知識を要する業務または外国文化に基盤を有する思考・感受性を まう 要する業務活動

きぎょうないてんきん がいこく じぎょうじょしょくいん にほん てんきん おこま かつどう 企業内転勤:外国の事業所職員が日本に転勤して行う活動

では、まかん けいやく もと 護:日本の機関との契約に基づいて、介護福祉士の有資格者が介護または 介護の指導を行う業務活動

では、 えんげた えんげい えんぞう とう こうぎょう げいのうかつどう 行:演劇・演芸・演奏・スポーツ等の興行・芸能活動

能:外国料理のコックなど ずのうじっしゅう きぎょうとう ぎのうじっしゅうせい 技能実習:企業等の技能実習生

(注) 「特定技能」の在留資格が創設され、2019 年 4 月に施行されます。

#### 2) 就労はできない在留資格

まんかかっとう がくじゅつ げいじゅつかっとう にっぽん ぶんか ぎげい けんきゅう しゅうとくかつどう 文化活動:学術・芸術活動または日本の文化・技芸についての研究や修得活動 短期滞在:観光・保養・親族訪問・業務連絡等を目的に短期滞在して行う活動

が、 にほんこがっこう せんんがっこう たいがくなど がくせい 学:日本語学校・専門学校・大学等の学生 しゅう にっぽん こうてきかん むに ぎじゅつ ぎのう ちしき しゅうにくかつどう 修:日本の公的機関で行う技術・技能や知識の修得活動

かぞくたいざい にっぽん ざいりゅう がいこくじん ふよう う はいぐうしゃ こ にちじょうかつどう 家族滞在:日本に在留する外国人の扶養を受ける配偶者・子としての日常活動

#### 3) 就労の可否は指定される活動による在留資格

特定活動:法務大臣が指定する活動

その他、活動に制限のない在留資格として、「永住者」「日本人の配偶者」「永住者の 配偶者等」「定住者」があります。

#### にゅうこくかんりきょく ■入国管理局はどこにある?

・ 入国後の在留の手続きは、住居地を担当する地方入国管理局で行っています。 (入国管理局ホームページ:http://www.immi-moj.go.jp/) ・・・ リストは P103 参照

# 1-8. 在留期間の更新と在留資格の変更

ばいりゅうきがんこうしん。 ざいりゅうしかくへんごう てっぱっ 在留期間更新や在留資格変更の手続きをせずに在留期限が過ぎてしまうと、 ・ なほうたいざいしゃ 「不法滞在者」として取り調べを受けてしまいます。

# ざいりゅうきかん かくにん **かくにん ■在留期間の確認**

- ・1 回の申請で許可される在留期間は、「留学」資格の場合、最長 4 年 3 カ月です。
- ・在留期限後も引き続き在留を希望する場合は、在留資格の期間更新などの申請をしなく てはなりません。

# ■申請する前に学校窓口や相談機関に相談してみよう

- ・ 理由がある場合場合でも、書類でそれを証明できなければ不利益な取り扱いを受けることになります。

く留学生相談窓口>

- ●外国人在留総合インフォメーションセンター ☎ 0570-013904
  - e-mail: info-tokyo@immi-moj.go.jp

# ■個人申請は期限の2週間前までに行うようにしましょう

- ・個人で申請する場合は、最低2週間前には申請しましょう。
- ・ 入国管理局では、申請を一旦受理した上で、をじったがある。 ので、許可を受けるためにもう一度入国管理局に行かなくてはなりません。
- ・申請が受理されると、在留カードの裏面に「申請中」であることが記載されます。
- ・許可された場合には、許可の内容が表記された新しい在留カードが交付されます。
- ・特別の事情で即日審査を希望する場合は、申請時に窓口で申し出ることができます。

### ■「短期滞在」から「留学」への変更は…

- ・「短期滞在」の資格から「留学」への資格変更は原則としてできないので、「在留資格認 でしょうがしょ。こうをしなせい。 定証明書」の交付申請をし、在外日本公館でビザを新たに取得し直して来日しなければなりません。
- ・ただし、「短期滞在」資格でも、受験目的で入国したことがビザに明記されていれば、 資格変更手続きができることになりますので、予め入管窓口に相談して下さい。

在学先の大学や学校が、本人に代って一括して期間更新の手続きをする制度が普及してきました。そのため、入国管理局を知らない留学生が増えてきていますが、自分個人でも手続きができるように在留資格や期限、手続きの仕方などをしっかり把握しておくと良いでしょう。

<必要書類等の確認>

入国管理局のホームページ http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html

#### **<チェック欄>**

●あなたの在留期間

ねん	がつ	ε <b>5</b>	ねん	がつ	にち
<b>在</b>	<b>日</b>	<b>Π∼</b>	<b>在</b>	<b>日</b>	<b>ロ</b>
4	Н	□~	4	H	

●出席率が低いなどの不安はないですか?

●期限の2週間前までに申請・・・・・・・・・・・・・・・・・

# 1-9. 国民健康保険について(1)

でいたようまだりから 在留かし、日本に3か月以上在留する留学生はすべて「国民健康保険」 に加入することが義務づけられています。

# びょうき とき けいざいてきふたん さいしょうげん おさ **雨気になった時の経済的負担を最小限に抑えられます**

- 1) 国民健康保険(国保)
- ・国民健康保険の適用を受けると、病気やケガで病院や診療所に行った場合、原則として いかようなそから 医療費総額の70%は保険でカバーされ、30%を支払います。 (ただし、国民健康保険が適用されず、全額自己負担になる場合もあります)
- 2) 大学ごとの医療保険制度(一部の大学)
- ・大学では学内に独自の医療制度を持っていることがあります。
- ないよう
  ・内容については、大学の留学生担当窓口で確認してください。

# ■国民健康保険の制度を受けられる条件

- ①「留学」の在留資格を持つこと。
- ②国民健康保険(国保)に加入していること。
- ③保険証を保健医療機関に持って行くこと。
- ④保険医療機関で診療を受けること。

# ■国民健康保険(国保)の加入はどこで?

・在留カードに記載された住居地の区・市役所の国民健康保険課で、加入の申し込みができます。

# ■加入申込に必要なもの

- 1)「留学」の在留資格の学生
- ①存留カード
- ②役所によって「在留期間を記入した在学証明書」が必要となる場合があります。
- 2) 同居する家族がいる場合
- ・家族も一緒に加入することになります。
- ・健康保険証に家族の名前が書き込まれているかを確認しましょう。

## **■健康保険の保険料はいくら?**

- ・ 東京都 23 区の場合、住民税 (都民税・区民税) を払っていない人は、1 カ月約 1,500 を払って呼ばい 30 年度 /39 歳以下)。
- ・アルバイトなどの所得がある場合(所得がない場合でも)、近くの区・市役所の窓口で 「所得の単告」を必ずしてください。
- きゅうい はけんぜい たいのう 注がた かまこう 保険税を滞納していると、健康保険が無効になってしまうので必ず保険税は納期内 に続めるようにしてください。

### ■住居が変わった時は?

・新しい住所の市区町村役所で前の国民健康保険証を提出して、新しい保険証を受け取ってください。この手続きをしないと、国民健康保険の適用を受けられません。

### ■帰国する時は?

・必ず帰国する前に加入(もしくは変更)した窓口へ行き、国民健康保険をやめる手続き を必ず行ってください。

# 1-9. 国民健康保険について(2)

# ■医療費払い戻し

- ・・ 医療費の全額を支払っていても、以下のような場合は申請して審査で認められれば、保険料の70%が払い戻されます。
- ②保険証を持たずに治療を受けた時。
- ③病状が重いなどの理由で、医師が必要と認めた付添いの看護費用が発生した時。
- ④医師の指示でマッサージ・針・灸・あんま等の治療を受けたり、骨折やねんざで接骨院の治療を受けた時。
- ⑤ギブスやコルセットなどを作った費用。
- 6療養の給付を受けられない輸血のための生血代。
- ⑦重病人の入院・転院などの移送費。

# こうがくりょうようひ しきゅうせいど ■高額療養費の支給制度について

・ 医療機関や薬局の窓口で支払った額が、暦月(月の初めから終わりまで)で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

じてみたんぽんどがく 自己負担限度額(3回目まで)	自己負担限度額(4回目以降)
80,100 円 医療費が 267,000 円を越えた場合は それを越えた分の 1%を加算	44,400 円

- ※ 入院時の食費負担や差額ベッド代等は含みません。
- ・申請については、区・市役所の国民健康保険課にたずねてください。

## ■出産・死亡の時

- ・妊娠 4 カ月 (85 日) 以上であれば、流産・死産でも、医師の証明によって同じ金額が 支給されます。
- \*加入者が死亡した時には、葬儀を行った人に、葬祭費が支給されます。金額は市町村に が死亡した時には、葬儀を行った人に、葬祭費が支給されます。金額は市町村に よります。(大体数万円です)

<チェック項目> ―――――
●あなたが利用できる保険の確認  ・国民健康保険 (国保)
●国民健康保険の加入申込みのために必要なもの ・在学期間を記入した在学証明書(役所によっては必要)・・・
●払い戻し制度に適応するかの確認・・・・・・・・
<×====================================

# 1-10. 税金について

アルバイトで賃金を受ける時、所得税を差し引かれる場合があります。 払い過ぎ など損をしないためにも、日本の税金の仕組みを覚えておきましょう。

# ■アルバイトに関する税金は、国税と地方税の2種類です

- ・アルバイトの賃金から引かれる税金は、「所得税」と呼ばれる国税です。
- ・雇用先の会社や店が、本人に代わって国(税務署)に納入しています。
- ・「所得税」の金額は、賃金の金額によって異なります。
- にほんたいざい もんみまた ひと かい う ちかぎん ・ 日本滞在が1年未満の人や1回に受ける賃金が100万円を超える人は、総額の20.42%の 源泉所得税を差し引かれます。
- がいまくけんりゅうがくせい しゅうしたく ※外国人留学生の出身国によっては、一定の手続きを経ることで所得税が免除されます。 免除の手続きについては国税庁のホームページ
- $https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/joyaku/annai/1648\_46.htm$
- ・支払った「所得税」の合計額は、住んでいる地域の区・市前科の役所に送られ、納税額 にもとづいて、「都道府原税」か「市前科税」の地方税が別途に請求されます。

## ■国税は、年間(1月~12月)の総収入によって最終確定します

- ・所得税は支払いのたびに賃金から差し引かれますが、1 年間に受け取る総収入額によって、最終的な税額が決定されます。
- ・所得税の確定申告をすると、支払った税金が多い場合には還付(返却)されます。
- ・1 年間の総収入から必要経費を差し引いた収入金額 (課税がは対象) が、すでに支払った ・1 作間の総収入から必要経費を差し引いた収入金額 (課税が成額) が、すでに支払った ・ 税額 (源泉徴収税額) に比べて多いか少ないかを申告し、最終的な税額が決められます。

### ■確定申告は毎年 2/16 ~ 3/15 に住んでいる場所の税務署でします

- ・自分が住んでいる区や市町村を管轄する税務署で行なってください。
- ※税務署が分からない場合は、区や市町村の役所にたずねましょう。
- ・税務署で所得税の確定申告用紙をもらうか、インターネットから確定申告用紙をプリントアウトして、必要項首を記えの主、「源泉被収票」(絡写の支払先が発行してくれる)など必要書類を添付して提出します。

・初めてのとや記入方法が分からない場合は、税務署の担当者が指導してくれますので、 「源泉徴収票」を持って税務署に行って相談してください。

<チェッ <b>ク</b> 欄>――――	
税務署の場所	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
fh.tth.5pxうluaide.kg   源泉徴収票・・・・・・	
かくていしたこくしょ。 かたがかからない部分	
£4.	
<メモ欄>─────	

# 2.生活基盤づくり

# 2-1. 銀行口座の開設

# ■どの銀行に口座を開設するか?

- ・ 大きく分けて たばまどらを持った銀行 (おしずみこう) かほうざんこう はまっぱんこう かまりがなこう ゆうちょ銀行など) と、 たば 窓口を持たず、現金の人・出金は ATM を使い、 取引はネットで行うインターネット専業 またらがありますが、いろいろ尋ねたり相談できたりするのは店舗をもっている銀行です。
- ・店舗を持った銀行でもコンビニで入・出金できますし、申し込みをするとインターネットを利用したバンキングも使える銀行がほとんどです。

# ●銀行に直接行って口座を開設する場合

- ・銀行の窓口に行き、新規口座開設の受付に「口座を開きたい」ことを伝えます。
- ・申込用紙に必要項目を記入します。(分からないことはその場で教えてくれます)
- ・本人確認書類(在留カード、国民健康保険証でも口座を開設できる)のコピーが必要です。
- ・キャッシュカードを申し込むために、4つの数字の暗証番号も決めておきましょう。 キャッシュカードは後日郵便で届きます。
- きゅうし りょけん 注意)・旅券(パスポート)だけでは日本での滞在先住所が確認できないので、 こうぎかいせつ 口座開設はできません。
  - ・ほとんどの銀行(みずほ、三菱は、UFJ、りそな、三井住友など)では、 これでは、三菱は、 UFJ、りそな、三井住友など)では、 在留期間が半年以上でないと口座は開設できません。
  - ・ゆうちょ銀行の方が、口座開設までの時間が短いです。(ただし、印鑑が必要)

※その他、こうぎかいせつ ※その他、こうぎかいせつ ごの座開設には、インターネットや郵送による方法もありますが、どれも本人 なくまた。 かくまた。 確認は必要です。詳しくは、各銀行のホームページをご覧ください。

#### ■預金の種類

・銀行の預金には普通預金、当座預金預金、定期預金などがありますが、日常的に利用する場合は普通預金を開設するのが良いでしょう。

#### ■自動振替

・銀行口座を開いたら、口座番号や銀行名・支ためいてきましょう。公共料金の自動振替や奨学金などの振り込み時に記載する必要があります。

参考)銀行・郵便局開閉時間(営業時間は店舗により異なります)

行【窓口】平日9:00~15:00

ゆうちょ【計念】 平日 $9:00\sim16:00$ ※ATMの利用可能時間は各銀行のホームページで確認してください。ATMで利用時間以外にこうぎからお金を引き出す場合、時間外手数料がかかることがあります。
<チェック欄>
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
●口座開設に必要なもの
● □ (
いんかん ゆうびんきょく ・ <b>印鑑(郵便局)・・・・・・・</b> □
* 漢字の名前
・片仮名の名前
• <b>4ケタの暗証番号を決めておく</b>
●自動振替手続きに必要なデータ
すいどうばんごう ・水道番号
・ガス番号
でんきばんごう ・電気番号
・その他

# 2-2. 宿舎の概要

にほん。しばくととはようともなくし、じょんにあっている宿舎の種類はどれかを考えましょう。 日本の宿舎事情を把握し、自分に合っている宿舎の種類はどれかを考えましょう。 分からない時は、日本の生活に慣れた先輩にアドバイスをもらうと良いでしょう。

# ■宿舎の種類と特徴

#### がくせいかいかん

- ・入居者は学生のみ。
- ・食事付きが多く、寮長・寮母が世話してくれます。
- ・生活に必要な家具・備品が備え付けで経済的です。
- \*\*\*・門限など規則をしっかり守らなければなりません。

#### がくせいりょう ②**学生寮**

- ・一般学生と共用する寮と留学生専用の寮があります。
- ・独自に学生寮を用意している学校も存在します。
- ・民間宿舎の紹介をしてくれる学校もあります。
- ・まずは在学先の担当窓口に尋ねてください。

#### ③公営留学生寮

- ・国や都が経営する留学生寮も少数ですがあります。
- ・設備も良く費用も安いのですが、収容数や入寮資格が限定されています。

#### **4公営住宅**

- ・都道府県や市区で提供している公営住宅です。
- ・1年以上日本に在留し、同居親族がいる地域在住の外国人は申し込むことができます。
- ※ 問い合わせは、各都道府県等の住宅局管理部募集課へ。

#### (5) 日本企業の社員寮

- ・企業によっては、社員寮に留学生を受け入れている場合があります。
- ※受け入れは大学を通して行われているので、掲示板をチェックしてください。

#### る民間の賃貸宿舎

⑥民間の賃貸宿舎	
アパート	もくでうけんちく ・木造建築またはプレハブ望い第一条合住宅。 ・マンションより家賃が安い。 ・おきで、
マンション	・鉄筋コンクリートまたは鉄骨造の中層集合(世紀) ・鉄筋コンクリートまたは鉄骨造の中層集合(世紀) ・機密性が高いので冷暖房効率が良く、防音性・防振性に優れている。 ・部屋のほかに台所・トイレ・風呂がある。 ・高い階の部屋ほど家賃も高い。
ウィークリー マ ン シ ョ ン	・中長期宿泊のためのマンション。 ・中長期宿泊のためのマンション。 ・1泊から利用可能。 ・敷金・礼金・保証人不要。 ・製金ではない。 ・大きないではない。 ・生活必需品を取り揃えているので、カバン1つですぐ入居できる。
- 戸 建 て	・独立した家屋。1階だけの平屋か2階建てが一般的で、小さな庭がついていることもある。 ・台所・バス・トイレ付き。
下宿	・家主と問じ建物の一部を借りる形式。 ・家主家族や他の下宿生と一緒に暮らす。 ・食事や宅配便の受け取り、防犯面など、ひとり暮らしの不安 がない。
ホームステイ	・日本人の受けられなない。 なぞくのいちに当として滞在する形式。 ・日本人の受けられる変庭に、家庭の一員として滞在する形式。 ・日本文化や習慣を知るため希望者は多い。 ・受け入れ家庭は極度に少ない。
ルームシェア	・1 部屋を複数人で借りて住むこと。 ・ワンルームではなく 2 つ以上の部屋を借りることが多い。 ・比較的安い負担額で広い部屋に住むことができる。

マメ知識: ルームシェアをする場合、事前に大家さんと不動産屋に伝えておかないと契約違反になることが あるので注意。

#### みんかんちんたいしゅくしゃ 2-3. 民間賃貸宿舎について

また。 希望のエリアや沿線を回って、自分の目で確かめながら探すことが大切。外国人 には、部屋を貸したがらない大家さんや不動産屋もあるが、根気よく探そう。

#### ■予め覚えておくこと

- 1) 日本語の日常会話ができないと民間アパートは借りにくい。
- ・民間アパートを借りるためには、家主(大家さん)と話し合わなければなりません。
- ・生活上の注意事項を日本語で話し合えない人には大家さんは貸したがりません。
- ・日本人の友人や身元保証人、日本語の上手な先輩に同行してもらうと良いでしょう。

#### ●契約時に最低限必要な言葉

家質	1ヵ月の部屋代のこと。普通は月末までに、翌月分の家賃を前払いすることになります。
しききん ほしょうきん 敷金 (保証金)	***たったいのうへかを ではいる ではいます ではいます ではいる できない できない できない できない できない できない できない できない
礼金(権利金)	大家さんに支払う一時金で、家賃の $1 \sim 2$ カ月分くらい。敷金とない、 $\hat{x}$ ない、 $\hat{x}$ ない。 $\hat{x}$ ない、 $\hat{x}$ ない。 $\hat{x}$ ない、 $\hat{x}$ ない。 $\hat{x}$ ない、 $\hat{x}$ ない。 $\hat{x}$
共 益 費	階段・通路・共同トイレなどの共同部分の電気料・水道料・清掃 ながありいじ じつよう かけつかん ひょう 費や管理維持に必要な1ヵ月間の費用のことです。
サッラかいてすうりょう 仲介手数料	ふどうさんぎょうしゃ しはら ですうりょう やちん かげつぶん いっぱんてき 不動産業者に支払う手数料。家賃の1ヵ月分が一般的です。

- 2) 東京、大阪など大都市圏では "通学時間 1 時間" は普通と考えましょう。
- ・学校が都心にある場合、その周辺の家賃は高いことが普通です。
- \*\*5人 \*\*\* へ \*\* かのうきい たか こううう まべん ばしょ たかのうせい たか ・\*\* 家賃の安い部屋を借りるには、郊外や交通の不便な場所になる可能性が高くなります。 (日本人学生や市民も、1時間以上の遠距離通学・通勤をしている人が多くいます)

	1 7	4	ルバこ	U			
<b>~</b> \	÷0 🗆 4	N.T	~~-	- 1-0			-
≺ )	-	1044/	r - h	ともりつ	ておきま	1 -	າ
•		ノー」(	י נו כ	- M –	(0) (0 6)	U 6 .	<b>,</b> 0

- ・1 部屋+台所のアパートを「1K」と呼ぶ(マンションの場合はワンルーム「1R」)。
- 2 部屋+食卓の置ける台所のある部屋を「2DK (2 室+ Dining Kitchen)」。
- ・台所のある部屋がさらに広ければ「2LDK (2室+ Living Dining Kitchen)」。

#### 4) 家賃の相場を知っておこう。

- ・一般に都心部に近いほど高く、都心部からの距離が遠ければ遠いほど安くなります。
- ・家賃は、地域・駅からの距離、建築年数・設備・日当たり、広さによって異なります。
- ・候補となるエリアの相場を調べておくことが、良い物件を探す上で大切です。

#### 5) 契約金の予算と毎月支払える家賃の上限を決めておきましょう。

- ・普通の日本の賃貸宿舎には家真がついていないので、生活に必要な家真を自分で用意するための予算も考えておく必要があります。
- ・毎月の家賃にいくら支払えるかを、正確に考えておきましょう。
- ・民間宿舎の賃貸契約は、家賃の支払期限について非常に厳しいので注意しましょう。

<チェック欄>	
●希望住宅タイプ	いっこだ
□ アパート □ マンション □ ウィ	_ , , _ , _ , _ , _ ,
●希望のエリアと家賃相場	●希望の広さ
けいやくきん じょうげんがく ●契約金の上限額	ゃちん じょうげんがく <b>●家賃の上限額</b>
5h	

# 2-4. 宿舎の探し方

#### ■学校に紹介してもらう

- にほん だいがく せんしゅうかっこう にほんごかっこう だいせき がくせい がっこう しゅうへん サイン 中 修 学校、日本語学校では、在籍する学生に学校の周辺にある学生向きの みかんしゅくしゃ しょうかい 民間宿舎を紹介しています。
- ・学校の掲示板に張り出される学生寮や社員寮の入居者募集情報をチェックしましょう。
- ・留学生課や事務室で尋ねてみるのも良いでしょう。

### ■インターネットで**探**す

- ・自分の希望するエリアの物件(学生会館・寮・マンション・アパートなど)を検索。
- ・気に入った物件があったら、電話で問い合わせてみましょう。
  - a) 学生会館や学生寮は、事業を行っている会社または団体・機関に問い合わせます。
- b) マンション、アパートなどは、斡旋している不動産屋に電話を掛けて確認します。 その部屋があいていない場合でも、筒じような条件の部屋がないか聞いてみましょう。
- ・もし、その物件が見られるようであれば、なるべく早く見に行くことが大切です。

# ■不動産屋に直接行って探す

- ・希望するエリアの不動産屋に直接行って、自分の希望条件を伝えます。
- ・気に入った物件があれば、現地に案内してもらって実際に部屋を見ることが大切です。
- ・見て気に入らなければ、断ってもかまいません。(案内料は無料)
- ・気に入ったが 1~2 日考えたい場合は、そのことを不動産屋に伝えます。
  その場合、「手付け金を支払って欲しい」と言われることがあります。手付け金を支払えばその宿舎を借りる優先権を得ることになります。そこに入居した場合は敷金・礼金の一部になりますが、入居しない場合は波却されないこともあるので、良く経識しましょう。
- たまり、どの方法で探したとしても、直接物件を見て下記項目を確認することが大切。 がのう 可能であれば、隣近所の騒音などについて住んでいる人に聞いてみましょう

<チェック欄>――――
5603 x 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
* <b>家賃······</b>
- teta (
*kjāgātu
<sup>ちゅうかいてすうりょう</sup> ・仲介手数料・・・・・・・・・・・・・・・・
<sup>がんきょう</sup> ●環境
・日当たり・・・・・・・ □
<sup>そうおん</sup> ・騒音・・・・・・
Lっき • <b>湿気・・・・・・</b>
* in the state of the state o
• 近くに商ながあるか・・・・・・・ □
・どんな人が住んでいるか・・・・・・・・・ 🗆
しょうかのう。だんぼうきぐ しゅるい ・使用可能な暖房器具の種類・・・・・・・・ □
・クーラーの有無・・・・・・・・・・・・・・・ 🗌
・インターネット回線の有無・・・・・・・・・ □ じてたしゃ き 、 ほ
・自転車置き場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<メモ欄>――――

# 2-5. 賃貸契約時の注意事項

# ■賃貸契約書には、重要事項がすべて記入されています

- ・アパートやマンションなどの民間宿舎を借りる時には、借りたい人と大家さんのあいだで賃貸契約を結ぶことになります。
- ・賃貸契約書の書式は、大家さんか不動産屋が代理人として用意します。
- ・賃貸契約期間はたいてい2年です。
- ・契約書は、契約期間、契約内容、敷金の預かり金額などの証拠となるので、契約を解約するまで大切に保管しておきましょう。

# ■契約するには、日本人の連帯保証人が必要です

- ・地帯保証人の条件として、連帯保証人は、「独立の生計を営む成人」つまり家計を支える収入のある人でないと、引き受けることはできません。
- ・連帯保証人は、もし借りた人が家賃の滞納や部屋の損傷に伴う修理費を支払わないなどの場合、債務支払いの法律上の義務を負うことになります。

#### ■禁止事項を覚えておこう

- ・家主に無断で家族や友人を同居させたり、他人に貸したりしてはいけません。
- ・家主に無断で部屋を改造してはいけません。
- ・その他、生活マナー(生活知識とマナー参照)を守ることも必要です。

# ■部屋の明け渡しにも決まりがあります

- ・引越しをする時の通告期限(普通1カ月前まで)も契約書で決められています。 急に通告した場合、住んでいなくても1カ月分の家賃を支払わなければならなくなります。
- ・部屋は、入居時と間じ状態にして大家さんに朝け渡すのが原則です。
- ・電気・ガス・水道などの光熱費や電話料の清算も忘れずに行ってください。

<チェック欄>―――――				
ちんたいけいやくじ ひつよう				
●賃貸契約時に必要なもの				
U.A. D.A.				
• 印鑑· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
eh.ep.jnh.b.く tet • <b>竪</b> 急連絡牛・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ □				
来心之刊70				
しききん ほしょうきん ・ 敷金(保証金)・・・・・・・・・・・・・・・・				
nいきん けんりきん ・礼金 (権利金) ······				
TUユ& (1性(*)ユレ) やちん にゅうきょび げつまつ にっすうぶん				
・家賃(入居日から月末までの日数分)・・・・・・・ □				
きょうえきひ				
• 共益費······				
ちゅうかいてすうりょう				
<ul><li>仲介手数料······</li></ul>				
ほしょうにん / れんたいほしょうにん しょるい けいやく アフェー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
・保証人/ 連帯保証人の書類をもらい契約の\ ・・・・・・・ □				
(ましょうにん しょめい なついん) 締結時までに保証人に署名・捺印				
してもらうと並に その備心管量				
∖ 類を受け取っておく。				
してもらうと共に、その他必要書 類を受け取っておく。				

くメモ欄

# 2-6. 電気・水道・ガスの使用

#### でんき 電気、ガス、水道は、自分でそれぞれの業者に使用開始を伝えることが必要です

### ■電気・水道・ガスの使用開始手続き

#### でんき ①電気

- ・ 部屋に置かれている「電気使用開始手続書」に契約者の名前、使用開始日などを書き入れ、ポストに投函するれば手続き完了です。
- ・分電盤のブレーカーのスイッチをオンにすれば、すぐに使用できます。
- ・「電気使用開始手続書」がない場合は、電話連絡するか WEB サイトあるいは FAX でも 手続きができます。
- ・電気の使用開始は、立ち会い不要です。

#### まいどう ②水道

- ・「水道局お客様センター」に電話で申し込みます。(東京 23 区内: **☎** 03-5326-1100)
- ・または $\hat{n}$ を ・または $\hat{n}$ を に置かれている「開始申込書」に必要事項を記入し、郵送することもできます。
- ・インターネットで申し込むには、各住居固有の番号が必要となります。分からない場合は、大家さんか不動産屋に確認してください。

#### ③ガス

- ・都心は東京ガスが管轄していますが、他のエリアは地域によって業者が異なります。
- ・ガス会社に電話あるいはインターネットで、使用開始を申し込んでください。
- ・業者が分からない場合は、大家さんか不動産屋に確認しましょう。
- ・ガスの開枠には立ち合いが必要です。
- ・開発の際、ガスコンロやガス湯沸かし器が問題なく使用できるかガス会社の人が確認する必要があるので、もし部屋に器具がない場合は予め手配しておきましょう。
- ※都市ガスとプロパンガスでは、使用できるコンロが異なるので購入の際、注意しましょう。

かくしようりょうきた。 はらいてみようし せいきゅうしょ おく 各使用料金は、払込み用紙(請求書)が送られてくるので、コンビニエンスストア・ まんこう ゆうびんきょく かくしゃまどらす。 銀行・郵便局・各社窓口で支払うことができます。

こうぎありかえばら 口座振替払いにしておくと、毎回払い込む手数が省けるので便利です。

# 2-7. 郵便について

(またく) のでがあったもつ はもちろん、 かっこう こうまうりょう たん できる (かんりまれ) 中国からの手紙 や荷物はもちろん、 学校や公共料金、 そして役所や入国管理局からの重要な通知などが、正しく配達されるようにするためのポイントです。

# ■住所には、アパート名、部屋番号まで正確に記載しましょう

- ・住所を記載したり、相手に伝えたりする場合、住所にはマンションやアパート名と部屋 番号まで正確に書くことが大切です。
- ・ かしま を きょう ひと やホームステイの人は、住所の後に「 $\bigcirc\bigcirc$ 方」と家主の姓を書きます。

# ■郵便受けには必ず氏名を貼っておきましょう

- ・郵便の配達員が迷わないように、郵便受けには必ず氏名を明記しておきます。
- ・友人と一緒に住んでいる場合は、同居している全員の氏名を書いておきましょう。

# ■切手は封筒の左上に貼り、裏面に自分の住所を書きます

- ・日本の場合、ハガキでも封書でも切手は封筒の左上に貼ります。
- ・対論の表面に相手の郵便番号、住所、氏名(個人なら「様」、組織なら「御中」を記す)を記す)を表面には自分の郵便番号、住所、氏名を書きます。

#### えいで ■英語による郵便案内サービスが利用できます

- ・郵便局のお客様サービス相談センターでは、英語による問い合わせに対応しています。
- うんえいび じかん <運営日・時間>

平日 8:00 ~ 21:00 土日 / 祝日 9:00 ~ 21:00

英語によるサービス電話番号は、**☎** 0570-046-111 (通話料有料)

http://www.post.japanpost.jp/question/contact\_us/index2.html

# 2-8. 携帯電話の契約

けいたいでんね。つうわきのう、ほか 携帯電話は通話機能の他に、メールや情報サイトの利用ができるなど、とても へんり 便利な生活アイテムにもなっています。

#### ■契約する方法

・携帯電話の契約は各キャリアが展開する直営店の他、家電ショップなど携帯電話を販売 しているお店でも、携帯電話の契約申込みと本体の購入ができます。

<日本の大手通信キャリア>

NTT ドコモ: http://www.nttdocomo.co.jp

: http://www.au.com Softbank: http://www.softbank.jp/

# けいやく ひつよう **■契約に必要なもの**

①在留カード(有効期限が90日以上あり、住居地が記載されているもの)

- ②銀行かクレジット会社のキャッシュカード(カードがない場合は銀行通帳と印鑑でも
- ※お店によっては在留カードよりも健康保険証と学生証の方が手続きが簡単だったり、 クピサド (パスポート) が必要だったりと異なるため、事前に問い合わせておきましょう。

#### ■いろいろある料金プラン

- ・料金は、基本使用料、通話料、パケット料、メール使用等が合算されたものです。
- ・大手通信キャリアでは、契約後2年未満で解約すると1万円程度の契約解除料の支払い を求められますので、予め契約内容をよく確認し、きちんと理解してから購入しましょう。
- ・日本滞在期間が2年未満の留学生には、契約期間に縛りのない(もしくは短い)格安 SIM (スマホ本体は自分で別途用意) もしくは格安スマホと契約する方が良いでしょう。

### <チェック欄>

#### ●老えておくこと

_	けいやくきかん		
	ghung (ng hung) 契約期間····································		
•	・どのキャリアがいいか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 🗌	
•	りょうきん イン・ル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 🗆	
•	まのう みりょく 機能や魅力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 🗆	

# 2-9. インターネットの申込み

インターネットは長気 インターネットは母国のニュースやメールのやり取りに役立<u>ちます。また、役所</u> のホームページも多言語に対応しているので、情報を入手するのに便利です。

■インターネットを利用する環境
・インターネットを利用するには大きく分けて、学校の設備を利用する方法、インターネットを利用するには大きく分けて、学校の設備を利用する方法、インターネッ トカフェなどを利用する方法、自分でプロバイダー契約をして利用する方法があります。

# ■インターネットを契約する時は、まず宿舎の回線を確認しましょう

- ・自分の宿舎にインターネットの回線が来ているか、大家さんや管理会社に確認します。
- ・回線には、電話、光ファイバー、CATV の回線を利用したものと無線 LAN があり、 ゃくど りょうきん 速度や料金、サービス内容が異なります。
- ・宿舎に回線が既設されている場合、一般的には他社の回線よりも安く・早く利用できます。
- ・無線LANの場合は、回線が無くても申し込めますが、自分の宿舎に無線が届いている かを確認することが必須です。

### ■プロバイダー契約をする場合

- ・プロバイダーの情報サイトや電話で申し込むことができます。
- ・家電量販店でも申し込むことができます。
- ・宿舎に既に回線が来ている場合は、その回線で利用できるプロバイダーの中から自分に たった会社を探しましょう。
- ・キャンペーンの実施状況によっては、回線会社から申し込むのとプロバイダーから申し 込むのとでは費用が違うことがあるので、よく確認しましょう。
- ・申し込みから実際に使用できるようになるまで、数日から1ヵ月程度かかります。
- ・手続きは基本的に日本語になるので、日本語の上手な知人の力を借りましょう。
- ・もちろん、PC の用意も忘れずに。

# 2-10. 自転車の利用について

### じてんしゃ べんり せいかつ 自転車は便利な生活アイテムですが、登録や駐輪など正しい手続きが必要です。

### ■自転車を買ったら防犯登録・もらったら登録変更をしましょう

- ・自転車を買った時は、そのお店で防犯登録をしましょう。
- ・友人などから中古の自転車をもらった時は、防犯登録がされているか確認し、登録済み なら登録した人に譲渡証明書を書いてもらいます。
- ・譲渡証明書と在留カードを持って登録先の警察署に行き、防犯登録の変更をしてもらい ます。
- ・防犯登録の変更手続きを怠ったり、放置している自転車を拾って使ったりすると、 「自転車どろぼう」になってしまいますので、注意しましょう。

# ■決められた場所に駐輪する

- ・駅前などの自転車置き場以外に自転車を駐輪しておくと、「放置自転車」として撤去さ れることがあります。
- ・もし撤去された場合、自転車を返却してもらうためには、指定の場所に出頭して手数料 を支払わなければなりません。きちんと決められた場所に駐輪しましょう。

# じてんしゃあんぜんりょうごそく ■自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る(飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯 こうさてん しんごうじゅんしゅ いちじていし あんぜんかくにん しょう しょう りょうきんし 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認、スマホを使用しながらの利用禁止)
- ⑤子どもはヘルメットを着用

#### <自転車の交通ルールとマナー>

日本で自転車に乗る時の、交通ルールとマナーを紹介しているホームページ

http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/menu/rule.html

#### ■自転車の交通規則違反

42

・ 事故がおきた場合、被害者であってもこれらの交通規則違反を犯していると、被害の補 はず、す 償を受けられないこともあるので、必ずルールを守り安全に利用しましょう。

# 2-11. 自動車の運転免許

にほん。うんてんめんきょっしゅとく 日本で運転免許を取得するには、全体の流れやかかる期間・費用など知っておく <sup>ひつよう</sup> 必要があります。

# ■日本で運転免許証を取得する方法

母国でも運転免許を持っていない人は、以下の方法で取得することになります。

- ①運転免許試験場で、技能検定・学科試験を受けて、免許を取得する方法。しかし非常に を放ける。
   ②公認の自動車教習所に通い、卒業してから運転免許試験を受けている。
   ②公認の自動車教習所に通い、卒業してから運転免許試験場で学科試験を受験し、免許を 取得する方法。これは最も一般的な方法です。また、自動車教習所での取得方法には、
- 型式が足指型とは、性格が、ピンス・0。 はつほう かっこう じゅぎょう・通学→自動車教習所に定期的に通う方法です。 学校の授業やアルバイトをしながら取得 かっこう じゅぎょう がたしたい方はこちらがお勧めです。卒業するまでには1か月~3か月程かかります。 したい たとしょう しゅうから きょうしゅう かっしゃく しゅうから そってきょう しゅうから そってきょう こうがく ・合宿→泊まり込みで集中して教習を受ける方法です。約2週間で卒業でき、料金も通学
- より愛いです。
- ※料金は時期によって異なりますが、およそ20~30万円です。分割払いが可能だったり、 割引キャンペーンが実施されていたりすることもあるので、HP等でしっかり情報を収 集しましょう。

## きょうしゅうじょ にゅうこう ■教習所に入校する

- ・入校するにはまず、日本語の日常会話、読み書きが出来ることが条件となります。
- ※学科教習はすべて日本語での授業です。教習所によっては中国語や英語の教科書の購 入・貸出ができる教習所や英語で授業をしてくれるところもありますので、しっかり調 べてから教習所を選びましょう。
- 入校する際に必要な物
- ①国籍記載の住民票と在留カード
- ②健康保険証、パスポートなどの身分証
- ③視力が両眼で0.7以上、かつ片眼でそれぞれ0.3以上がない場合、眼鏡もしくはコンタ クトの装着が必要になります。

# ■日本の免許への切り替え

母国の運転免許を持っている人は、日本の免許に切り替える手続きが必要になります。 手続きに必要な書類、切り替え条件に関しては警視庁のHPをしっかり確認しましょう。

<警視庁HP> 2018 年 11 月 21 日更新

http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/menkyo/menkyo/kokugai/kokugai05.html

# 2-12. 生活用品の調達

2-13. 転居(引越し) する時には

# ■購入プランを立てることから、始めましょう

- ・ 関東地方をはじめとする東日本の電気は 100 ボルト・50Hz。 西日本は 100 ボルト・60Hz。 持っている電化製品が使えるかどうかをまず確認してください。
- ・家真や電化製品は、日本の滞在年数を考慮して手配しましょう。 例)1 年程度の滞在の場合は、リサイクルショップを利用して安く揃えることができます。  $2 \sim 3$  年の場合は、新品を購入した方が長持ちして良い場合もあります。
- ・アパートによっては、石油ストーブやガスストーブが禁止されている場合もあります。
- ・入居初日から使う、照明・カーテン・トイレットペーパーの準備を忘れないようにしましょう。

### ■近所のリサイクルショップを訪ねてみましょう

- ・NTT「タウンページ」(職業別)の、「古物商リサイクルショップ」の項目を引けば、 住居地の近くの店を見つけることができます。
- ・衣類は「 古着商 」の項目で検索できます。

#### ■市民フリーマーケットも開催されています

- ・市民が日用品を持ち寄って安く売り買いするフリーマーケットも土曜、日曜などに、大 まされた。 きな公園などで行われています。

http://www.freemarket-go.com

## ■家電セールのタイミングで購入するとお得です

がって 引越しをする日の 1 カ月以上前までに、大家さんに「退室予告」をしないと家賃 <u>を 1 カ月分多く支払うことになります。</u>

### ■転居(引越し) する時には

# でんき が す すいどう しょうていし れんらく **電気・ガス・水道の使用停止を連絡します**

- ・引越しの3 首くらい前までに、電気・ガス会社と水道局に「引越す」ことを、電話やインターネットで伝えておきます。(電話番号は料金の領収書に記されています)
- ・引越しの当日に、係員が使用料のメーターを調べに来るので、料金の精算をします。

#### でんわ いてん **電話の移転**

- ・家の電話を持っている人は、電話局に連絡して「電話移転の手続き」をしてください。
- ・電話局が分からない場合は、高番なしの**☎** 116 番に電話をして、新しい引越し先の 住所を伝えると、担当営業所の電話番号を教えてくれます。
- ・移転するには、新しい部屋への取り付け工事費がかかります。

## ■退室時に部屋の点検と鍵の返却

- ・不要品は決められた方法で処分し、部屋に置きっぱなしにしないでください。
- ・もつのとなった。 ・荷物を運び出したら大家さんに破損箇所を点検してもらい、何もなければ敷金の全額が ・後きない。 ・後もなければ敷金の全額が ・後されてもます。
- ・その時に鍵を返すことも忘れずに。

### ■引越しをしたら「転居届」を出します

- ・引越しをしたら近くの郵便局で転居届の用紙をもらい、記入して窓口に出すか郵便ポストに投函してください。
- ・郵便物は届け出をしてから1年間、旧住所から新住所へ転送されます。

# 3.生活知識とマナー

あなたの国と日本では、 生活もマナーも異なる部分があると思います。 生活もマナーも異なる部分があると思います。 日本の生活知識やマナーを知ることで、 生活の中で起こる些細な摩擦を避けることもできます。

# 3-1. 日本の家について

## にほん いえ くくちょう つか かた おぼ 日本の家の特徴や使い方を覚えて、快適な生活を実現しましょう。

# ■家の中に入る時は靴を脱ぎましょう

- ・日本では、家に入る時に靴を脱いでください。 これは、家の中に汚れを持ちこまないための昔からの習慣です。
- ・寮ではほとんどの場合、玄関で靴を脱ぎますが、食堂や廊下など共用スペースでは室内 ばき(スリッパなど各自で用意)に履き替えます。



脱ぎ、スリッパに履き替える。脱いだ靴 は揃える。



和室へ入る時は、スリッパも脱ぐ。

# ■日本の家はせまい

- ・東京周辺の都市部では、過密な住宅事情から、狭く・ 家賃が高い傾向があります。
- ・特に集合住宅では、多少の生活音は「お互いにがまん する」のが普通となっています。学生寮でも同様に、 多少の音は仕方がないと思ったほうが良いでしょう。
- ・あまりにもひどい騒音の場合は、大家さんや寮長・マ ネージャーに相談しましょう。



## ■部屋も共用スペースも汚さない

- ・部屋はできるだけ汚さないようにしましょう。
- ・部屋の中を汚したり傷をつけたりすると、修理費を 請求されることがあります。
- ・賃貸契約期間が終わって部屋を出る時も、必ずきれい た掃除をして元通りにしましょう。



# 3-2. ゴミの出し方、捨て方

にほん 日本では家庭から出されるゴミは、すべて決められた方式で分け、決められた 日時に、決められた場所に置かなければ、ゴミ収集車が集めてくれません。

## ■ゴミの基本分別(例 - 東京都の場合)を覚えよう

#### ①可燃ゴミ

- ・可燃ゴミとは、魚・野菜などの生ごみ、紙、衣類、生理用品、たばこの吸殻など。
- ・市販の中身の見える透明もしくは半透明のポリ袋に入れて、口元を縛って出します。 ※ 一部の自治体では、指定の有料の袋で出すように決められています。

#### ②不燃ゴミ

- ・焼却に適さない金属、ガラス、陶磁器、ゴム、皮、刃物、針、電球や蛍光灯など。 ・危険のないものは、中身が識別できる透明度の高い袋に入れて出します。
- ・針はビンや缶に入れて蓋をし、電球やガラスの破片は紙に包んで「キケン」と書いて出
- ・スプレー缶、卓上ガスボンベは爆発や事故の恐れがあるので最後まで使い切り、穴を開 けずに揺してください。

#### ③粗大ゴミ (有料・申込制)

- ・家具、家電製品(家電リサイクル法対象品は除く)など、30センチ以上1.8メートル 以下のもの。
- ※家電リサイクル法の対象は、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機で、購入したお店また は、家電リサイクル受付センターに有料で処分してもらいます。

#### 4後源ゴミ

- ・古紙(新聞、雑誌、ダンボール)、缶(アルミ、スチール)、ビン、ペッ トボトル。
- ※ 地域によって異なります。

## ■ゴミを出す曜日

- ・分別したゴミを出す曜日・時間や場所は、地区によって異なります。
- ・可燃ゴミは1週間に2回くらい、資源ゴミは1週間に1回、不燃 ゴミは毎週あるいは隔週に1回の回収が一般的です。
- ・自分の地域の収集日は、大家さんに聞くか、区・市役所に聞い合わ せてください。



# 3-3. 台所の使い方

# 3-4. トイレの使い方

## ■「台所の油汚れ」が問題になることが多い

- ・日本の台所は、煮る・焼くといった日本人の食文化に合わせて作られています。
- ・多くのアジア諸国で行われている油で炒めたり揚げたりする調理法には適していません。
- ・油の飛沫が台所の壁や調理台に広く飛び散ると、汚れが取りにくいので注意しましょう。

# ■特に換気扇は回すように注意してください

- ・たいていの日本人が台所の油箔れを嫌うように、大家さんは引っ越した人の残した台所の「油汚れ」を落とすのに苦労しています。
- \*\* たいままり たま たいままり かく ちょうり いっぱ かく りょん かんき はい という たいように 心掛け、 台所の天井や壁が油煙でベトベトにならないように 心掛け、 ちゅう かんき まん かんき まん かん きょん かんき まん から まん ちゅう ちょうじ 特に 操気扇 はんず 回すように 注意しましょう。

## ■調理したら、すぐに周囲を拭く癖をつけましょう

- ・飛び散った猫の飛沫を放置したままにすると、付着した埃やゴミが酸化して落ちにくく なります。
- ・調理のたびに、すぐ雑巾や紙で周辺を拭くといった簡単な習慣で「油汚れ」にならずに すみます。

### ■ 予めアルミホイルなどで調理台や壁を覆うのも効果的です

・「講理のたびに拭くのが面倒」という人は、予めアルミホイルを調理台や壁に張るなどして、 ・「満が付かないように工夫をするのも効果的です。

# ■敷金から清掃代を引かれることもあるので注意

- ・台所だけでなく、入居時よりも退去時の方が明らかに汚れている場合は、清掃代を要求 されることがあります。
- ・入居時に支払った敷金から引かれるのですが、汚れがひどくて清掃代が敷金以上にかかる場合は、敷金の全額があるってこないばかりでなく、別きまが、できます。 普通に生活して自然に汚れる範囲の場合、清掃費を支払う必要はありません。

着いのトイレは水洗がほとんど。清潔で気持ち良く水洗トイレを使用するための 知識とマナーを身につけましょう。

# ■トイレを詰まらせないように注意

- ・水洗トイレには、トイレットペーパー以外の紙や物は絶対に便器に流さないこと。
- ・ 自分の過失でトイレを詰まらせて水漏れなどを引き起こした場合、修理費を請求される場合があるので注意しましょう。





まんいち 万一トイレが詰まったら、すぐに管理人か大家さんに連絡してください。

# ■マナーを守って清潔に使う習慣を身につけましょう

- ・使用したトイレットパーパーは、必ず便器に流してください。
- ・使用した後、必ず水を流します (1 回で十分)。
- ・トイレを汚した時には、必ず汚した人が自分で掃除をするのがマナーです。

# せんじょうべんざ つか ばあい **番合は**

- ・洗浄便座を使用するには、トイレ内に電源が必要です。
- ・電標がない場合は、別途電気工事が必要なので、事前に大家さんに了解を得ておくことが必要です。

#### <メモ欄>

※ 台所やトイレを清潔に保つアイディアを書いてみましょう。

# 3-5. お風呂の入り方

# 3-6. ふとんの使い方

日本ではお風呂に大勢の人と一緒に入るという習慣があります。日本のお風呂は 体をきれいにするだけではなく、コミュニケーションの場ともなっています。

## ■覚えておきたいお風呂のマナー

- ・お風呂に服を着たまま入らないでください。
- ・湯船に入る前に体をお湯で流し(かけ湯と言います)、きれいにしてから入りましょう。
- ・体を洗う時、水・お湯を流しっぱなしにせず、こまめに止めてください。

## ■共同浴場(銭湯・温泉など)では周りの人にも気を配りましょう

- ・湯船の中で体を洗ったり、石鹸を入れたりしてはいけません。
- ・タオルを湯船の中に入れるのも、マナー違反です。
- ・水・お湯が他の人にかからないように気をつけましょう。
- ・洗い場で洗濯をしないでください。
- ・最後は、よく体を拭いてから脱衣所にあがりましょう。

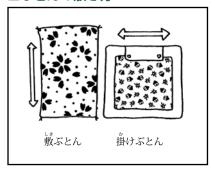
# ■温泉旅行を楽しもう

52



が、またい。 学生界ではベッドが備え付けられていることが多いのですが、和室のゲストルー ムや旅館などに泊まることを想定して、「ふとん」 の使い方を覚えておきましょう。

### ■ふとんの敷き方









# ■ふとんの手入れ

- ・日本は湿度が高いので、時々ふとんを日光と風に当てて乾燥させることが必要です。
- ・ベッドの人も、時折掛けぶとんと枕だけでも干すと気持ちよく使えます。

# 3-7. 共同設備の使い方

「台所・トイレ共同」「トイレ・シャワー共同」という寮や民間宿舎があります。 それらの共同の設備を使う場合、以下の点を守ってください。

### ■決められた「約束事」は守ること

- ・台所・トイレ・シャワーが共用利用になっている場合は、宿舎ごとに一定のルールがあるのが普通です。
- ・たとえば順番制で掃除をすることなども、「ルール」に含まれています。
- 管理の人によく聞いてみましょう。

# ■共同設備は他の人のことも考えて使いましょう

- ・共同設備は、自分だけが使う設備ではありません。
- ・あまりにも長時間使うようなことは避けましょう。
- ・ だしたまま放置したりすると後で使う人が困るので、きれいに使うよう心がけましょう。

## ■水やシャワー、電気はこまめに止めて使いましょう

- ・使用しないのに、水やシャワーを流したままにすることはやめてください。
- ・共用トイレの電灯などは、使い終わったら切ってください。その他の共用スペースの電気もこまめに消すようにしましょう。
- ・鍋の底に水が付いたままガスにかけたり、鍋の濃から炎がはみ出るほどガスを強くして 使用することはエネルギーの無駄使いです。 共同設備では、使用する人が費用を均等に 負担するのが普通なため、無駄使いをすると他の入居者の負担を大きくしてしまうので 洋意してください。

# 3-8. 近隣とのトラブル

宿舎によっては隣室や上階の物音が響いてくる建物があります。 をようの生活音はお互いに我慢しなければなりませんが、ひどい騒音となると問題になります。

#### しんや せいかつおん ■深夜は生活音にも気をつける

- ・一般的には夜の 10 時を過ぎたら、できるだけ生活音を響かせないように気をつけてください。
- ・テレビや音楽の音量、ドアの開閉や階段の上り下りにも気を配りましょう。
- ・特に掃除機や洗濯機など、振動音の伝わる機器を深夜に使用することは控えてください。

## ■友人が集まる時も周囲への気遣いを忘れずに

- ・ 簡じ国の友人同士が集まり母国語で話し合うことは楽しいものですが、話が弾んで気がつかないうちに大声になり、周囲の人に迷惑をかけていることがあります。
- ・夜の10時以降になったら、話声や笑い声を小さくしてください。

# ■もし、周囲の人に騒音で注意されたら・・・・

- ・もし、騒音で注意された場合、感情的にならず、冷静に相手の言い分を聞きましょう。
- ・相手の申し出が正当だと思った時は、謝罪をして以後気をつけてください。

#### <メモ欄>

※ 周辺とトラブルを起こしていませんか? もし、気になることがあるなら、どんなことかメモをして、学校の留学生領域の繁質や精彩機関に利談してみましょう。

# 3-9. 食事のマナー

にまた。 また、 からい いまうり はした たます。 また、 かしなくの作法は 「箸で始まり、箸でる本では、殆どの料理を箸で食べます。 また、 からい とない という からい となっています。 終わる」と言われるほどに、箸の扱いは食事作法の中心となっています。

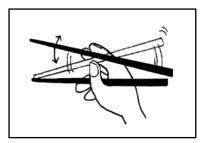
# ■正しいお箸の使い方

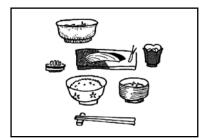
- ① 下側の箸を親指の付け根と薬指で挟むようにしっかり固定し、上の箸を親指の先と入差し 指、 中指でく挟むように持ちます。
- ②食べ物をつまむ時は、中指と人差し指の2本で箸を動かします。
- ③親指は添えるだけにし、上の箸だけを動かす ようにすることがポイントです。

# ■覚えておきたい食事のマナー

- ・著を置く時は、響を揃えて製置きに置きます。 っちを置く時は、響を揃えて製置きに置きます。 っちでは、小皿などに2本揃えて っちできる。
- ・器を取る際には、箸を置いてから取ります。
- ・ ご飯茶碗やお焼は、必ず手に持って食べてく ださい。(平皿は置いたまま)
- ・味噌汁などの汁物は、お椀の濃に口をつけて ・飲みます。

56





#### ■やってはいけない箸使い(嫌い箸)

# 業渡し **※**

響と響で料理をやり取りすること(日本では葬儀の 火葬で骨を拾う時に行う)



ご飯に警をたてること (日本では遺体の枕元に供える時にする)



料理に箸を突き刺して食べること

探り箸



どれを食べようか迷って著 をうろうろさせること





食器を箸で手前に手繰り寄せること



箸を器の上に渡して置く こと

# 3-10. 公共マナー

#### 

# ■電車の乗り方・降り方

- ・ つぞうりば のおきない かっぱい いっぱい はいまい いっぱい はいまい いっぱい はいまい いっぱい はいまい で乗車券を購入し、 自動され口を通ってホームで電車に乗るというのが一般的です。
- ・ホームではドア位置を示したラインのところで整列乗車が基本。
- ・車内では周りの迷惑を考え、大声でしゃべらないようにしましょう。
- ・優先席は、お年寄りや妊産婦、身体の不自由な人のための席です。
- ・自分の降りる駅が近づいたら、予めドアの近くに移動し、スムーズに降りましょう。
- ・車内でゴミの投げ捨てをしてはいけません。

## ■バスの乗り方・降り方

- ・乗る距離によって料金が異なるバスもあり、その場合は乗車時にドアがなくの機械から整理券を取っておき、バス内の電光板に表示された料金を見て、整理番号に当たる金額を降車時に支払います。紙幣の場合は一旦両替してもらってから料金を支払います。
- ・自分が降りる停留所名がアナウンスされたら、近くの「お降りの方はこのボタンを押してください」と書かれたボタンを押し、次の停留所で降りることを伝えます。
- ・バスは揺れて危険なので、バスが停留所に停車してから、席を立って降りてください。 あがじ りょう うせん そうこう
- ・予め利用する路線の走行コースや、停留所名を調べておくと安心です。

#### <乗車カード>

公共交通機関共通乗車カード(Suica、PASMO等)を利用すると便利です。事前にチャージ 処理した釜額分が使えるプリペイド方式が一般的ですが、クレジットカードとの一体塑もあり ます。駅にある首動券売機や蒸筒、バスの営業所などで購入できます。

#### <定期乗車券>

特定の区間を繰り返し乗車する乗客を対象とした定期乗車券は、割引が適応されます。通学 定期券を購入するには学校が発行する「通学証明書」または「通学定期券購入兼用証明書」が 必要で、駅の定期券購入窓口で手続きをします。

#### ■タクシーの乗り方

- ・駅前や施設では、指定のタクシー乗り場で乗車します。
- ・日本では、乗車口が左側なので注意してください。
- ・日本では相乗りはないため、一人で乗る際は後部座席に乗ってください。
- ・行き先をはっきり運転手に伝えましょう。日本語に自信がない時は、予め用意したメモや地図を見せると良いでしょう。
- ・ 深夜割増は、東京都の場合、22:00 ~翌 5:00 が 20%割増(2019.2 現在)となります。

#### けいたいでんわ ■携帯電話のマナー

- ・新幹線や電車、バスなど公共の乗り物内では、マナーモードに切り替え、通話は控えてください。
- ・優先席近くでは、電源を OFF にしてください。
- ・レストランやホテルのロビーなどの静かな場所では、声のトーンを抑えめにしてくだ さい。できれば一度外へ出て通話するほうが理想的です。
- ・劇場や映画館、美術館などでは電源をOFFにしてください。
- ・病院では医療機器などに影響を与えるおそれがあるため、通話は禁止されています。
- ・自動車や自転車の運転中に、携帯電話を手に持って通話することは違反行為です。

### ■エスカレーターの乗り方

- ・混んでいる場合は、並んで順番に乗りましょう。割り込んではいけません。
- ・ふたりが並んで乗れるエスカレーターの場合、左側(関西は右側)に乗り、右側 (関西では左側) は、急いでいる人のために空けておきます。
- ・急いでいる人は、左側の人に肩などがぶつからないように注意しながら、右側を歩いて上がり(あるいは下り)ます。危険ですから走らないでください。
- ・安全のために、前の人との間を一段空けたほうが良いでしょう。
- ・危険なので、手摺のベルトより外側に身体を乗り出さないでください。
- ・プラスティック製サンダルなどは、エスカレーターの隙間に引き込まれやすいので 注意。
- ・降りたところで立ち止まると、後から来た人がつまずいてしまい大変危険です。スムーズにその場を離れましょう。

# 3-11. 路上でのマナー

素も 街をきれいにするため、ゴミやタバコのポイ捨てはやめましょう。特に路上喫煙 は、条例によって禁止されている地域がありますので注意してください。

## ■歩きタバコ (路上喫煙)・ポイ捨ては禁止!

- \*東京の各区では独自的条例を定め、空き缶やタバコのポイ捨て、歩きタバコ (路上喫煙) などを禁止しています。
- ・対域となる地区 るじょうきんまんちく ・対象となる地区 などと禁煙地区」では、歩きながらの喫煙はもちろん、立ち止まっても をり込んでも喫煙はダメです。

その他の地区でも、路上喫煙禁止地区の設定やマナー啓蒙を行っています。また、かながわけん きいきけん きばん かんし 神奈川県、埼玉県、千葉県でも禁止している地区があります。

#### <メモ欄>

# 3-12. 電話の掛け方

であるの掛けがは国によって異なります。日本流の電話の掛けがを覚えて失礼のないようにしましょう。

#### <sup>でんわ おうたい</sup> **■電話の応対マナー**

- ①日本では、相手が出てすぐに電話番号だけを言ってもいません。 まいて かくにん 相手が出てすぐに電話番号だけを言って権認することはしません。 相手を確認する時は、必ず相手の名前を言って確認してください。
  - 柳)「もしもし、田中さんのお宅ですか?」
- ②掛けた芳から名のってください。 まず首分の名前や所属を、ゆっくりと相手に分かりやすい発音で従えてください。 名乗らずに、いきなり「○○さんお願いします」というのは失礼です。
- ③相手が不在の場合は「わかりました」と言って、すぐ切ってしまうのではなく、伝言を 残したほうが良いでしょう。
  - <sup>でんり</sup> 例)「電話があったことをお伝えください。」
  - この時、 $^{bl}$  たいています」と言わずに、自分の電話番号を伝えたほうが確かです。
- ④自動応答電話の場合は音声案内に従い、自分の名前、用件、電話番号をはっきりと録音 してください。
- ⑤電話を切る時は、相手が切ってからこちらも切るようにすると、良い印象を与えます。

# 4. 学生生活

がくせいせいかつ 学生生活を、より快適に充実したものにするための じょうほう ちしき 情報や知識をご紹介しましょう。

# 4-1. 留学について

#### 「留学」に伴う申請や求められる事項について知っておきましょう。

### ■「留学」時の来日後手続き

- ・国によっては、「留学」の数次査証を発行している日本公館もあるようですが、来日前 に「留学」の数次査証をとる必要はありません。
- ・日本語学校の1年以上の課程で学ぶ人や大学学部などで2年以上学ぶ人は、「在留期間 更新許可申請」を行い許可されると、新たに在留期間を得ることができます。
- ・新たに認められる在留期間は、個別審査によって期間が決定されます。

これらの $\tau_{-3}^{-5/3}$ きは、あなたが日本に来た後、あなたの住んでいる都道府県にある 入国管理局で行います。学校によっては、あなたの代わりに入国管理局に行ってこれらの手続きを行ってくれることもあります。

#### ■日本語能力試験について

- ・日本語能力試験は、毎年7月と12月に実施されます。
- ・願書は、第一回(7月)3月中旬、第二回(12月)8月中旬から、日本全国の主要書店で発売されます。
- ・願書の値段は、500 円。受験料は、5,500 円。(2019 年現在)
- ・出願の受付期間は、第一回(7月)4月上旬~4月下旬、第二回(12月)9月上旬~ 9月下旬です。
- ・日本国内では、47 都道府県の主要都市で受験することができます (2019 年予定)。
- ・国内実施については、日本語能力試験受付センター(公益財団法人日本国際教育支援協会) http://www.jees.or.jp/な 03-6686-2974
- ・海外実施については、国際交流基金日本語試験センター

http://www.jlpt.jp/e/index.html 23 03-5367-1021

2000 年までは日本語能力試験の 1 級または 2 級の成績の提出を求める大学や賞門学校が多かったのですが、2001 年から日本留学試験が実施されたため、日本語能力試験を大学試験に用いるところは少なくなりました。

それでも、いくつかの大学院や専門学校では、日本語能力試験の成績を求められる 場合があります。

# # 4-3. 学費の減免制度

多数の奨学金制度があるので、正確な情報を把握し、自分の条件に合った奨学金を探しましょう。また、諦めずに何回でも申請することが大切です。

#### ■奨学金制度の種類

- ①日本政府(文部科学省) 奨学金
- ②日本学生支援機構の奨学金
- 3地方自治体及び関連国際交流団体奨学金
- ④民間団体奨学金
- ⑤渡日前採用の奨学金

※奨学金制度の概要が分かる「日本留学奨学金パンフレット」は下記より入手可能

#### 独立行政法人日本学生支援機構

留学生事業部 留学情報課 日本留学係

住所:〒135-8630 東京都江東区青海 2-2-1

☎ 03-5520-6111 FAX 03-5520-6121

インターネットからのダウンロードは

http://www.jasso.go.jp/ryugaku/study\_j/scholarships/brochure.html

#### JAPAN STUDY SUPPORT

http://www.jpss.jp/sguide/index.html

JAPAN STUDY SUPPORT のホームページでは、在学段階(課程)、所属発学校名、学校所在地、受給者の居住地などの検索項首により、条件にあった奨学金を探すことができます。



経済できる。 経済的に苦しい学生は、学費の減免制度についても調べてみましょう。経済的 な負担を、より軽減してくれます。

#### ■大学の学費の減免制度

・大学によって、独自の資金により、留学生の授業料の一部または全部を免除する制度を 持っています。

#### <私立大学の場合>

- ・一般的に経済状況の審査などにより授業料の30%程度を、減免するところが多いです。
- ・大学により採用人数や制度が異なりますので、学内の国際交流センターなどに問い合わ せてください。

#### こくりつ ほうじん **<国立大学法人>**

- ・経済的に困難な学生に対して、授業料の全額または半額を免除する学費の減免制度。
- ・この制度は、もともと日本人学生向けに古くからあった制度なので、留学生への適用の しかた 仕方がまちまちで、提出書類の種類や減免許可人数など大学によって違いがあります。

#### <公立大学>

- ・通常国立大学に準じた制度がありますが、留学生には適用しないところもあります。
- ・詳しくは、各大学の担当窓口に問い合わせてください。

# 4-4. アルバイトの許可申請と条件

゚ワルッラカメヘ、 ざいワゅラしカッヘ 「留学」の在留資格では、働くことは原則禁止。アルバイトをするためには 「資格外活動許可」の申請が必要です。

#### ■まず「資格外活動許可」の申請をしてください

- ・アルバイトをする場合には、事前に「資格外活動許可」の申請をする必要があります。
- ・一度許可を受けていれば、アルバート先が変わっても有効です。
  ・一度許可を受けていれば、アルバート先が変わっても有効です。
  ・在留期間更新許可を申請する際、同時にこの「資格外活動許可」も更新できます。 ※在留カードが交付される空海港では、入国時に資格外活動許可申請ができるようになりました。

# ■申請に必要な書類

- ①資格外活動許可申請書 (入管の窓口にあります)
- ②旅券 (パスポート) ※ 提示のみ
- ③在留カード(裏面に資格外活動許可を取得していることが記載されます)
- がくせいしょう

※申請は無料

## ■アルバイトの条件 1・・・・時間について

・それまで「留学」と「就学」に分かれていた制度が、平成22年7月1日から「留学」 に一本化されたことに伴い、どちらも1週28時間以内(長期休業期間中は1日8時 間以内まで拡大され、週40時間が上限)の資格外活動(アルバイト)が認められます。

# ■アルバイトの条件 2・・・・働く業種について

・決められた時間以内であっても、風俗営業関連の業種で働くことは禁止されています。 (型) バー、キャバレーなど客席に同席してサービスする業種、性風俗に関連する業種、 客の射幸心を煽るような業種(パチンコ屋、マージャン屋など)等。こうした業種 の店では、皿洗いや掃除でも、働くことが禁止されています。

#### ■アルバイトで気をつけたいこと

- 1) 労働条件はできるだけ記録しておくこと。
- ・最初の面接の時に、勤務日・勤務時間・賃金・賃金の支払日・雇用担当者の氏名・電話 番号をメモし、それを先方に確認してもらいましょう。
- ・もし、日本語が書けない場合は、「間違いがあるといけないので、すいませんが書いて いただけますか?」と言って頼んでみましょう。
- ・記録しておくと、誤解による無用なトラブルを防止できます。
- ・新聞や情報誌で決めた場合は、その求人欄の切り抜き部分を保存しておきましょう。

#### 2) 働いた時間と賃金を記録しておくこと。

- ・賃金の支払明細は必ず保存しておきましょう。
- ・もし賃金不払いなどのトラブルがあった時に確認するために、 自分が働いた b ・ 時間、 った。 受け取った賃金を記録しておくことも忘れずにしましょう。
- 3) 無断遅刻・無断欠勤をしないこと。
- ・アルバイトであっても、電話連絡をしないで勝手に遅刻したり、仕事を休んだりしては いけません。
- ・遅刻、欠勤する時は、必ず事前に連絡をすることを忘れずにしましょう。

<チェック欄>―――				
●資格外活動許可 ・・・・・・・・ □				
●労働条件記録				
•勤務日	• 支払日			
	・担当者名			
• 勤務時間				
	・電話番号			
• 賃金				

# 4-5. アルバイトの探し方

# 4-6. アルバイトで問題が起こったら

アルバイトを探すのに苦労をしている留学生は沢山います。まずは求人情報を <u>いたできずなないでいます。</u> <u>は求人情報を</u> <u>まずは求人情報を</u> <u>まずは求人情報を</u> <u>まずは求人情報を</u>

## ■学校の学生生活課などの紹介

- ・在籍する学校の学生生活課・厚生課などでもアルバイトを紹介しているところが多い。
- ・直接行って問い合わせてみましょう。

# ■アルバイト情報誌、新聞求人欄などを活用しましょう

- ・アルバイト情報誌や新聞の"求人案内欄"にアルバイト・パートの情報が載っています。
- ・これらは書店や駅の売店で売っていたり、無料配布されていることもあります。
- ・ただし、ほとんどが日本人を対象としているので忍耐強く電話を掛ける努力が必要です。
- ・求人情報の中には、仕事内容や賃金が違う等のトラブルが起こる例もあるので注意。

### ■インターネット・携帯電話を活用して探す

- ・多くの求人サイトがあり、様々な条件で検索することができるので便利です。
- ・求人情報のみのサイトと、そこから直接応募できるサイトがあります。
- ・求人サイトの中には、英語、中国語、韓国語などに対応しているサイトもあります。

#### ■公共職業安定所(ハローワーク)

- ・各所の職業安定所にも、アルバイト・パート紹介のコーナーがあります。
- ・外国人学生への対応は十分とは言えませんが、適当なものがあれば紹介してもらえます。

# ■**友人からの情報もチェック**

- ・既にアルバイトをやっている学校の友達や知人に相談してみましょう。
- ・職場に空きが出た時に教えてくれたり、紹介してもらえる可能性があります。

#### <メモ欄>

※アルバイト情報等があったら、メモしましょう。

アルバイトサードですがあったり、賃金トラブルなどが発生したら、まず職場の責任者と話し合い、それでも解決できない場合には、相談機関に相談しましょう。

#### ■アルバイト中に事故が起こったら…

- ・アルバイトの作業を持つしている。 自宅と職場の往復路上の事故については、労働者災害補償保健法(労災法)の適用を受けることができます。
- ・外国人であっても、この労災法の適用は、日本人と変わりません。
- ・職場で事故が起こったら、すぐに職場の担当者に届け出て治療を受けてください。
- ・路上で交通事故にであったら、治療を受けると同時に必ず警察に連絡してください。
- ・治療後、職場の担当者や相手と、その後の対応について話し合いましょう。
- ・もし、治療が受けられなかったり、損害を補償されなかったら、相談機関に相談したほうが良いでしょう。

#### ■労働に関するトラブルのための相談機関

・ 整きるかけん あうどうそうだいよううどういまいまいます。 はちっかと あいだ じしゅてき かいせつ ・ 都道府県の労働相談所や労働経済局労政部は、働く人と雇用者の間で自主的に解決できない問題が起こった時に、解決の援助をしてくれます。

#### <東京の場合>

#### ●電話相談

#### 東京都ろうどう 110番 🛱 0570-00-6110

月~金 9:00~20:00 ± 9:00~17:00 月~金 14:00~16:00 英語 火水木 14:00~16:00 中国語

#### ●来所相談 (予約制)

#### 労働相談情報センター(飯田橋) 🕾 03-3265-6110

http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/soudan-c/center/access/office01.html 月~金 9:00~17:00 では、 9:00~17:00 ででは、 1 は 1 は 1 できます。 ( 夜間相談や 土曜日相談を受け付けているセンターもあります)

# 4-7. 日本人の友人をつくる

# 4-8. 交流活動に参加する

### ■日本人は友達になりにくい?

- ・外国人留学生から「日本人と親しい友人になるのは難しい」という声を聞くことがあります。その要因として考えられるのは、
  - 1) 日本人は外国人と接する機会が少ないため、留学生にどう対応したら良いか分からない。
  - 2) 日本の学校の社会科教育は、欧米諸国を中心としているため、他のアジア諸国とれませんではない。 1 ましてもからい、 でのアジア諸国との歴史的関係、アジア諸国の社会、文化に関する知識や理解、関心が不足している。
  - 3) 日本人の中には、アジア諸国の人々を「自分より下」という差別意識で見る人もいる。

などが挙げられます。

- ・しかし、アジア諸国に関心を持ち、アジアからの留学生と親しくなりたい、と思っている日本人が沢山いることも事実です。
- ・日本人には最初はあまり打ち解けられないが、徐々に親しくなっていくという人が多い 傾向があります。
- ・少し時間はかかるかも知れません。でも、あきらめずになるべく多くの日本人と積極的
  \*\*\*
  に接していくことが大切です。

# ■留学生だけで固まり過ぎると日本人に敬遠されるので注意

- ・「留学生同士なら違う国でもすぐ友達になれるのに、日本人はなかなか親しくなれない」 という理由から、留学生同士で固まってしまう人も多いようです。
- ・留学生同士の友人関係はとても大切ですが、「音生活でかっなか」で留学生だけで固まってしまうと、日本人から見て逆に閉鎖的に映り、敬遠されてしまうことがあります。
- ・言葉が通じて楽だからと、母国の人とばかり付き合っていては、日本に留学した意味が 学減してしまいます。じっくり時間をかけてでも、親しい日本人の友達をつくる努力が 大切です。

## 日本の生活や文化を知る機会をつくることは、留学生活を充実させるだけでな く、日本と自国の文化交流にもつながります。

## ■学内や居住地域の交流活動に参加してみましょう

- ・日本人の生活や文化を知るには、交流イベントに参加することもおススメです。
- ホームステイ、ホームビジットなどのプログラムを実施しているところもあります。
- ・交流イベントの情報は、自治体の窓口に問い合わせるか、学内の掲示板で探しましょう。

### ■地方のホームステイへも出かけてみましょう

- ・東京とは違った生活や文化を体験するには、地方のホームステイがおススメです。
- ・学校の休暇期間中に、日本各地で留学生を対象にした  $1\sim3$  週間程度のホームステイのプログラムが実施されています。
- ・往復の交通費程度で参加することができます。
- ・在学先の国際交流センターや、情報誌等で情報を得ることができます。

## ■交流プログラムで自国の歴史や文化を再認識

- ・交流プログラムに参加すると、日本人から自国のことについて聞かれる機会が多くあります。
- ・ 自国の歴史や文化について、ある程度話せるよう知識をつけておくと、話が盛り上がります。
- ・日本社会についての認識を深めておくことも、コミュニケーションを深めることにつながるので、日頃からニュースなどに首を通しておくことが大切です。
- ・それらのことは、自国の歴史や文化を再認識する機会にもなります。

## りゅうがくせいどうし 4-9. 留学生同士のネットワークを大切にする

#### なる。 家族から離れての外国生活には、さまざまな ます。 自分だけで考え過ぎないで、友人や先輩、相談機関などに相談してみよう。

# ● まがる まかま つく まかま つく また できる 中間を作っておく

- ・困ったことがない時でも、交流しておくことが大切。いつ不慮の事故や、何かの事件に巻き込まれないとも限らないからです。
- ・学内に留学生会があれば、参加するのもおススメです。

# ■留学生向けの情報誌を活用する

- ・留学生をはじめとする在日外国人を対象にした情報誌や新聞などが、数多く発行されています。
- ・中国語、韓国語、英語で書かれたものもあります。
- ・留学生が在籍する日本語学校や大学等に、無料で配布されるものも多くあります。
- ・後に立つ情報も数多く掲載されていますが、一句には留学生にとって不適切な広告や情報が含まれているものもあるので、注意して活用しましょう。

#### ■各国の留学生会のホームページ

在日インドネシア留学生協会 http://www.ppijepang.org 在日シンガポール留学生協会 http://www.ssaj.net 在日タイ国留学生協会 http://tsaj.org 中華民国(台湾)留日東京同學會 https://www.ttsa.jp 在日マレーシア留学生協会 http://www.msaj.net ベトナム人コミュニティ http://betonamujin.com

## <チェック欄>

①勉強の悩みはありませんか? · · · · · YES / NO
②生活の悩みはありませんか? ················ YES / NO
③孤立していませんか? ························ YES / NO
④なんでも相談できる友人や先輩はいますか? ······· YES / NO
③日本人の友人はできましたか? · · · · · YES / NO
⑥文化交流プログラムには参加してみましたか? $\cdot\cdot\cdot\cdot$ YES $\cdot$ NO
⑦日本の地方に旅行したことがありますか? ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
※これまでの日本での留学生活を振り返って、思ったことを何でも書いてみましょう。

就職に際しては、留学生だからといって特別な枠などはないので、日本人学生と同様に就職活動を行わなくてはなりません。

# ■会社の特徴

#### るまできぎょう **<大手企業>**

- ・日本の大手企業で働く会社員は、一つの会社で定年まで働くつもりで入社する人が多いです。
- ・入社後  $1\sim3$ 年ぐらいは上司や先輩の仕事ぶりを見て覚え、その後重要な仕事を任されるようになる会社が多くあります。
- ・世界の主要都市に支社をもっている大手企業に勤めれば、海外勤務の可能性も高いです。
- ・安定給与が約束され、かつ福利厚生が整っている会社が多いです。
- ・独身寮や家族寮などに入居できれば、家賃支出が安く抑えられるので、実質的な収入は さらに $\frac{1}{6}$ くなります。

## <中小企業>

- ・中小企業は「即戦力」となる人材を求めています。一人の仕事の領域も広く、やりがいのある仕事も多くなります。
- ・中国やアジアの主要都市に生産拠点を持つ中小企業が急増しているので、留学生の強みを活かせる可能性が高いです。

## <外資系企業>

- ・海外の企業および海外資本で日本につくられた企業を、外資系企業と呼びます。
- ・外資系は本社のある国と日本の他に、世界中の都市に支社をもっていることが多く、日本で採用されても海外勤務となる可能性もあります。
- ・外資系企業では、他社で経験を積み能力を高めた人を積極的に採用する傾向があります。
- ・給与はとても高いが、会社の経営方針や個人の実績次第では、簡単に雇用を打ち切られることも少なくありません。

## ■留学生の強みを活かそう

- ・日本企業が留学生を採用したいと考える理由の一つに、母国と日本の両方の言語と習慣 に親しんでいるという点があげられます。
- ・そこに留学生の強みがあります。就職活動に際しては、その強みが活かせる会社を探す ことが重要です。

#### まどぐち ■在学先の就職窓口

- ・私立大学では、求人票や就職情報誌を揃えているほか、就職課やキャリアセンターにより、就職活動のためのオリエンテーションや就職セミナーなどが行われています。
- ・学部なら3年次の秋、修士課程なら1年次の秋から開かれます。
- ・内容は日本人学生向けのことが多いのですが、このようなセミナーにも積極的に参加しておきましょう。
- ・指導教官のアドバイスをもらうことも有益です。

## **<チェック欄>**

- ※就職に向けてのあなたの希望職種やアピールポイントを整理しておきましょう。
- ①あなたの希望する職種は?
- ②あなたのアピールポイントは?

大学在学中に就職が決まらなかった場合、卒業後も就職活動をすることができ ます。

#### ■大学卒業後も就職活動ができます

- ・日本の

  等門学校(

  等門士の

  称号を

  取得した

  著)、

  短期大学、

  大学学部または

  大学院を

  楽し、「留学」の

  在留期

  「検定活動」に

  変更する

  必要があります。
- ・この制度を使って就職活動をする人は、「留学」の在留期限が切れる箭に、出身大学の担当者から「推薦書」を発行してもらい、それを添えて「特定活動」の単請を汽笛管理局で行ってください。
- ・「特定活動」の在留期間は最長1年間となります。

## ■就職に向けて在留資格を変更するのための条件

・留学生が就職する場合、通常は在留資格を「留学」から働くことのできる資格に変更しなくてはなりません。

例)在留資格「技術・人文知識・国際業務」が一般的です。

#### ●「技術・人文知識・国際業務」の該当範囲

日本の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野もしくは 法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術者しくは知識を襲する 業務艾は外国の文化に基盤を育する思考もしくは感受性を必要とする業務に従事する 活動。

前提として、学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的技術又は知識を必要とする活動又は外国の文化に基盤を有する思考もしくは感受性に基づく一定水準以上の専門的能力を必要とする活動でなければいけません。

該当例としては、機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師などがあります。

#### ●主な職種

はいり、ぎいち、そうち、じんじ、ほうち、きかく、しょうひんかいはつ 経理、財務、総務、人事、法務、企画、商品開発、デザイン、マーケティング、広報 たれている。 によった。 はなく、 宣伝、通訳、翻訳、語学指導、生産技術、研究開発、エンジニア、プログラマー、建築 もったい。 をもった。 記計、システム管理 など

# ■在留資格変更の手続きの際に提出する資料

「技術・人文知識・国際業務」は所属機関の区分によって4つのカテゴリーに分かれています。各カテゴリー毎に資格変更のために提出する書類は異なるので、自分が提出する必要のある書類は何か、入国管理局のホームページで確認してください。

79

# 5. 緊急時の対応編

# びょうき ち・1. 病気になった時の対応

# 5-2. 大ケガや急に具合が悪くなった時は

なぞくと離れて暮らす留学生にとって不安なのは、流気やケガの時にちゃんと医療が受けられるかです。そんな時に備えて日本の医療のことを知っておきましょう。

# ■必ず医師の診断を受けてください

- ・気候も風土も異なり、不慣れな社会生活を送る留学生は体調を崩しやすいものです。
- ・言葉の問題や面倒くさがって医師の診療を受けないと、重大な事態に発展することがあるので、早めに病院や診療所で受診してください。
- でよういん しんりょうじょ い とま かなら こくみんけんこうほけんしょう も 病院や診療所に行く時は、必ず国民健康保険証を持っていってください。

# びょういん しんりょうじょ えら かた **国病院・診療所の選び方**

- ・大きな総合病院から個人経営の小規模な病院まで、たくさんの病院や診療所があります。
- ・大規模な病院は、長い時間特たないと診療を受けられないので、風邪や腹痛程度なら 近所の小規模な病院や診療所が良いでしょう。
- ・在学先に診療施設がある場合は、そこを利用することも良いと思います。

# ■もし、入院が必要になったら

- ・「大院して下さい」といわれたら、その病院の指示に従って下さい。
- ・入院する時に必要な物は病院から指示されます。

- ・入院時には、保証人や保証金を要求されるのが普通です。(10万円程度が多い)
- ・保証され、いりようなの。いりようなのではしました。 ・保証金の、医療費の領収書と引き換えに返却されますので、保証金の領収書は大切に保管しておいてください。

## ● 夜間や日曜・祝日も開いている救急病院

- ・日本の病院は、日曜や祝日、夜間には診療を行なっていません。
- ・そういう時間帯に急病人やケガ人が出た場合は、救急病院で診療を受けられます。
- どんな教急病院があるかは、消防署テレホンサービスの03-3212-2323 まで。(23 区)

# ■救急車を呼ぶ電話番号は、☎ 119番

- ・ 救急車を呼ぶ電話番号は、日本全国共通で局番なしの**な** 119番。
- ・公衆電話からは、電話機の前面にある緊急用の赤いボタンを押してから**☎** 119 番をダイヤルしてください。
- ・相手が出たら、まず火事なのか救急車を呼びたいのかを、はっきりと伝えてください。

### ■救急車を呼ぶ手順

- ①病人やケガ人のいる場所の住所を正確に伝えてください。
- ②病人やケガ人の状態を伝えてください。
- ③救急車のサイレンの普が近づいてきたら、道路に出て誘導してください。

# ■救急車を呼ぶか迷った時は、電話相談窓口に相談しましょう

・救急車を呼ぶ必要があるか相談にのってくれます。また、緊急性がないと判断される 場合は医療機関を案内してくれます。

#### ☎ #7119 救急相談センター(東京都)

携帯電話、PHS、プッシュ回線、24 時間年中無休 ※ダイヤル回線からは、23 区 : ☎ 03-3212-2323

多摩地区:☎ 042-521-2323

## ■東京都版「救急受診ガイド」

・インターネット(PC・スマートフォン・携帯電話)で症状の緊急性を確認できる「救急受診ガイド」も開設されています。

http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-kyuuimuka/guide/main

# 

・救急車が到着するまでの手順や必要な物、救急車が来てからの対応などをまとめた「救 急車利用マニュアル」が公開されており、ダウンロードもできます。

http://www.fdma.go.jp/html/life/kyuukyuusya\_manual

※日本語版、英語版、中国語版、韓国語版

#### でうつう じ で ひがいしゃ かがいしゃ 5-4. 交通事故の被害者・加害者になったら

# ■警察への通報は、☎ 110 番



- ・住所や氏名を告げてから、事件の内容を伝えてください。
- ・公衆電話からは、緊急用の赤いボタンを押してから
   ☎ 110 番をダイヤルしてください。

## ■なるべく早く警察に届け出て、証明書を発行してもらいましょう

- ・盗難に書ったり、大切な品物を無くしたりした時は、近くの交番か警察署に行き、「盗 難届」、「遺失届」を描してください。
- ・そして盗難や遺失を証明する書類を発行してもらいましょう。
- ・この届け出をしていないと、後でその事実を証明することができません。

# ●銀行カード・銀行通帳と印鑑が盗難にあった!

・銀行カードや銀行通帳と印鑑などの盗難または遺失に気がついたら、ただちに銀行に連絡して現金化を防止してください。

## ■旅券(パスポート)を紛失したら

- ・旅券(パスポート)を盗難に遭ったり紛失したら、 まず警察に行き「盗難届」または「遺失届」をして 証明書を出してもらいます。
- ・証明書を持って大使館に行き、旅券(パスポート) の再発行の申請をしてください。

### ■困ったことの相談窓口は☎ #9110 番

・困りごとなどで、警察に相談したい時は、警視庁総合相談センターに電話しましょう。 警視庁総合相談センターな# 9110番又は☎ 03-3501-0110

(平日のみ受付/8:30~17:15)

もし事故を引き起こしてしまったり、巻き込まれた時は、冷静に対処すること が大切。事故への対応方法を覚えておきましょう。

## ■事故の時の対応

# ①重傷者が出た場合、まずケガの対応。



- ・交通事故の負傷者が重傷の場合は、全国共通で局番なし**2** 119 番に電話して救急車を呼び病院に運びます。
- ・その時は光ケガじゃないと思っても、後でひどくなったり、後遺症が発ることがあるので、必ず病院に行って診断・治療を受けてください。

85

#### ②☎ 110 番に電話して警察を呼ぶ。

- ・全国共通で局番なしの**☎** 110 番に電話をして警察を呼びます。
- ・事故の相手の住所・氏名・電話番号を聞きます。
- ・警察に事故の検証をしてもらいます。
- ・その後、警察によって作成された調書が、どちらに責任があるのかを判断する上で重要 な資料となります。

#### まりょうひ そんがいばいしょう こうしょう ③治療費や損害賠償の交渉をします。

- ・被害者と加害者の間で、治療費や損害賠償などについて示談交渉をします。
- ・加害者が治療費や損害補償について、責任を問われることになります。
- ・交渉はかなり複雑なので、加入している保険会社やよく知っている日本人に依頼するか、 相談窓口に相談することをおすすめします。

# 5-5. 火災を起こさないために

5-6. 地震災害に遭ったら

失火による火災の原因の上位に「コンロ」と「たばこ」が挙がっています。 また、冬季は「ストーブ」による失火も多くなるので注意しましょう。

# ■**予防と注意**

#### 1)「コンロ」からの出火に注意。

- ・「コンロ」の周囲に、燃えやすいものを置かないこと。
- ・調理中、鍋を火にかけたまま「コンロ」から離れないこと。
- ・もし、火が出た場合、あせらず速やかに初期消火を行ってください。
  - ①消火器を使って消します。
  - ②燃え上がった油鍋に水をかけてはキケン。ぬれたタオルや大きな蓋で鍋を覆ったり、 生野菜をたくさん入れたりして消火してください。

#### 2) タバコの火の始末に気をつけましょう。

- ・タバコの火は、確実に灰皿で消してください。
- ・灰皿の吸い殻をゴミ箱に捨てる時も、水などで完全に消火してから捨てましょう。
- ・寝タバコは、絶対にしてはいけません。

#### 3) 消火器の使い方を知っておくこと。

- ・宿舎に備え付けられている消火器の位置を確認しておきましょう。
- ・消火器に書かれている操作方法を事前に調べておくと、いざという時に慌てずに済みま











#### ■もし火災が広がりそうならば、消防署☎ 119番に連絡

- ・火災が広がりそうな場合には、大声で「火事だ!」と叫んで周囲の人に知らせます。
- ・ただちに消防署**☎** 119 番に電話し、「火事です」と言って住所を正確に伝えてください。
- ・安全な場所に避難してください。
- ・消防や警察、大家さんが現場に来たら、その指示にしたがって行動してください。

## ■保険について

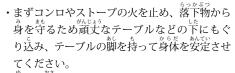
・賃貸マンションやアパートは、入居時に強制的に火災保険に入っているケースがほとんどなので、大家さんと後の処理についても相談してください。

日本は世界でも有数の地震多発国です。いざという時のために普段から備えを しておきましょう。

## ■戸外で大きな地震が起きたら

- ・道路上で地震に遭った時は、広い場所に避難してください。建物の傍は上から物が落ちてきて危険です。
- ・電話は通話制限されてなかなか通じないので、知人の安否を確認するには災害用伝言板を利用しましょう。

## ■室内で大きな地震が起きたら



・ 増れが収まったら、テレビやラジオ、インターネットなどで正確な情報を把握してから冷静に行動してください。



## ■地震への備え

- ・倒れそうな家具や冷蔵庫、本棚などを壁に固定したり、天井に突っ張り棒で固定しておきましょう。

# 6.各種相談窓口

こうつうじこ 交通事故など、法的な知識が要求されることに直面した時に、 こころづよ せんもんか そうだん 心強い専門家が相談にのってくれる機関をご紹介しましょう。

## 6-1. 東京都内の外国人相談窓口

都内にある外国語に対応できる外国人相談窓口をご紹介しましょう。様々な ぶんや たいあう 分野に対応しているので、的確なアドバイスが得られると思います。

こくさいこうりゅういいんかい 東京都国際交流委員会

ホームページ:http://www.tokyo-icc.jp

- ・都内には20の区や市に国際交流協会が設置され、外国語に対応できる外国人相談窓口 を開設しています。
- ・東京国際交流委員会では、法律、在留資格、医療、留学生など専門別の相談窓口リスト をホームページで公開しています。
- ②東京都外国人相談 (電話・面接相談可。無料)

ホームページ:http://www.e-sodan.metro.tokyo.jp/links/foreign.html

- ・医療・法律・日常生活上の問題の相談を受け付けています。
- ・必要に応じて弁護士・税理士などの助言を得て、専任の職員が応答してくれます。 <対応言語と時間>

**☎ 03-5320-7744** 月~金 9:30~12:00、13:00~17:00

**☎ 03-5320-7766** 火·金 9:30 ~ 12:00、13:00 ~ 17:00

**☎ 03-5320-7700** 水  $9:30 \sim 12:00, 13:00 \sim 17:00$ 

- ③東京都法務局人権擁護部「人権相談所」(電話・面接相談可。無料)
- 〒 102-8225 千代田区九段南 1-1-15 九段第二合同庁舎
- ・人権擁護委員が人権問題を中心に相談に応じてくれます。
- ・相談者の人権を守るため不法就労などがあっても直接告発することはありません。 <対応言語と時間>

英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語 **☎ 0570-090911** 平日 9:00 ~ 12:00、13:30 ~ 16:00

日本語は全国共通人権相談ダイヤル ☎ 0570-003-110 受付時間平日8:30~17:15

# べんでしかい ほうりつそうだんまどぐち 6-2. 弁護士会による法律相談窓口

がくとどうぶけん 各都道府県には、日本弁護士連合会の法律相談センターがあり、外国人からの 相談について特別に通訳をつけて対応しているところもあります。

1日本弁護士連合会

ホームページ: http://www.nichibenren.or.jp

1) 全国弁護士会一覧

http://www.nichibenren.or.jp/bengoshikai.html

・全国の各弁護士会・弁護士会連合会を紹介しているページには、メッセージやホーム ページのリンクが掲載されています。

- 2) 法律相談センター(外国人相談)
- 〒 160-0022 東京都新宿区新宿 3-1-22NSO ビル 5 階弁護士会東京総合法律相談センター
- ・東京では、弁護士会(東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会)と全国組 織である法律扶助協会が連携して、外国人のための面接相談を実施しています。
- ・在留資格、国籍、国際結婚・離婚、国際経済事件についての法律相談ができます。
- ・日本語の不得意な外国人の民事事件、労働事件、刑事事件など日本法の全般。
- <相談料金>

30 分: 5.000 円 (税抜) 延長 15 分につき、2.500 円 (税抜)

<対応言語>

日本語・英語・中国語・スペイン語

くうけつけじかん うけつけほうほう <予約受付時間・受付方法>

月~土9:30~16:30 ※祝祭日を除く 原則電話予約制

<予約・簡い合わせ電話>

**23** 03-5312-5850

# がいこくじんがくせい たいしょう みんかん そうだんきかん 6-3. 外国人学生を対象とする民間の相談機関

## 民間相談機関でも、留学生が直面する様々な問題に対して相談が受けられます。

### ①東京 YWCA「留学生相談室」

ホームページ:http://www.tokyo.ywca.or.jp/peace/ryugakusei/ryugakusei/ consultation.html

〒 101-0062 千代田区神田駿河台 1-8-11 東京 YWCA 会館内 203 室 **2** 03-3293-1233

- ・留学生活に必要な情報の提供と相談。
- 東京 YWCA「留学生の母親」運動のメンバーが相談を担当。
- 電話相談 面接相談。

<対応言語>

日本語

<受付時間>

火、木、金 13:30~17:30 ※祝祭日および第5 生曜日を除く

# でんわ こころ なや ごとそうだん **6-4. 電話による心の悩み事相談**

## 悩んでいることがあったら、気軽に電話相談してみましょう。

#### ①「いのちの電話」全国の電話相談

ホームページ:http://www.inochinodenwa.org/

電話で様々な悩みに応えてくれます。

\*\*くうけつけじかん うけつけほうほう <予約受付時間・受付方法>

埼玉県	埼玉いのちの電話	<b>☎</b> 048-645-4343	24 時間
千葉県	千葉いのちの電話	<b>☎</b> 043-227-3900	24 時間
東京都	東京いのちの電話	<b>☎</b> 03-3264-4343	24 時間
東京都	東京多摩いのちの電話	<b>☎</b> 042-327-4343	10:00 ~ 21:00 第3金曜日 10:00 ~ 日曜日 21:00まで
東京都	東京英語いのちの電話	☎ 03-5774-0992	$9:00\sim23:00$ English only
神奈川県	川崎いのちの電話	<b>☎</b> 044-733-4343	24 時間
神奈川県	横浜いのちの電話	(日本語) <b>吞</b> 045-335-4343 (ESP) <b>吞</b> 045-336-2477 (PRT) <b>吞</b> 045-336-2488	日本語 24 時間 スペイン語・ポルトガル語 水 10:00 ~ 21:00 金 19:00 ~ 21:00 土 12:00 ~ 21:00

# たいしょう そうだんきかん **6-5. 交通事故・損害などを対象とする相談機関**

## もし、交通事故を起こしてしまったり、巻き込まれた時は、弁護士に相談ので きる機関に問い合わせてみると良いでしょう。

# こうえきざいだんほうじんこうつう じ こ ふんそうしょり ①公益財団法人交通事故紛争処理センター

#### ホームページ: http://www.jcstad.or.jp/

- ・交通事故紛争処理センターは全国に8か所あります。
- ・弁護士による相談、斡旋さらに裁定まですべて無料です。
- ・利用する場合は、電話による相談日時の予約が必要です。

#### 東京本部: ☎ 03-3346-1756

\*\*その他エリアはホームページでご確認ください。

- ・電話での相談は受け付けていません。
- ・利用者が非常に多いので、受け付けてから開始されるまで 2、3 カ月待たなければなりません。

## **②東京都交通事故相談**

- ・東京都が運営する交通事故についての専門相談機関です。
- ・交通事故の被害者や加害者の損害賠償問題、示談のしかた、保険の手続きなど、交通事故に関連する様々な問題について、専門相談員が相談に応じてくれます。

#### **2** 03-5320-7733

相談日時:月~金9:00~17:00 ※祝日・年末年始を除く

## こうえきざいだんほうじんにちべんれんこうつう じ こ そうだん 3公益財団法人日弁連交通事故相談センター

#### ホームページ: http://www.n-tacc.or.jp

- ・日本各地の弁護士会館や市区町村役場の中などに設置されています。
- ・専門の弁護士が相談、示談の斡旋、審査などを無料で実施しています。
- ・ 示談斡旋は相談担当弁護士が期日を決めて相手方も出頭させ、中立の立場で公正に行っています。
- 1) 電話による無料相談も行っています。 **☎0570-078325** 月~金10:00~15:30
- 2) 面談による相談は、

〒 100-0013 千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 3階

面接相談受付時間:月~金  $10:00 \sim 12:00$ 、 $13:00 \sim 16:00$  ※その他の地区は、ホームページをご覧ください。

注意)対応言語は日本語なので、自分の日本語能力では不安な代は、4 雑等以内で日本語が堪能な人を通訊として同行してもらう必要があります。 また、同機関では、有料で英語、中国語に対応した法律相談も行っています。

**☎ 03-5312-5850** ※ P91 参照

# 7. 連絡リスト

とうきょうとない く しゃくしょ ざいにちがいこく こうかん 東京都内の区・市役所、在日外国(アジア)公館のリストと、いっぱんざいだんほうじんきょうりつこくさいこうりゅうしょうがくざいだん あんない 一般財団法人 共立国際交流奨学財団のご案内です。

# 7-1. 東京都内 区役所・市役所リスト

### 【区役所】

千代田区役所	http://www.city.chiyoda.lg.jp/			
<b>☎</b> 03-3264-2111	〒 102-8688 東京都千代田区九段南 1-2-1			
中央区役所	http://www.city.chuo.lg.jp/			
<b>☎</b> 03-3543-0211	〒 104-8404 東京都中央区築地 1-1-1			
港区役所	http://www.city.minato.tokyo.jp/			
<b>☎</b> 03-3578-2111	〒 105-8511 東京都港区芝公園 1-5-25			
新宿区役所	http://www.city.shinjuku.lg.jp/			
<b>☎</b> 03-3209-1111	〒 160-8484 東京都新宿区歌舞伎町 1-4-1			
文京区役所	http://www.city.bunkyo.lg.jp/			
<b>☎</b> 03-3812-7111	〒 112-8555 東京都文京区春日 1-16-21			
台東区役所	http://www.city.taito.lg.jp/			
<b>☎</b> 03-5246-1111	〒 110-8615 東京都台東区東上野 4-5-6			
墨田区役所	http://www.city.sumida.lg.jp/			
<b>2</b> 03-5608-1111	〒 130-8640 東京都墨田区吾妻橋 1-23-20			
江東区役所	http://www.city.koto.lg.jp/			
<b>2</b> 03-3647-9111	〒 135-8383 東京都江東区東陽 4-11-28			
品川区役所	http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/			
<b>☎</b> 03-3777-1111	〒 140-8715 東京都品川区広町 2-1-36			
目黒区役所	http://www.city.meguro.tokyo.jp/			
<b>☎</b> 03-3715-1111	〒 153-8573 東京都目黒区上目黒 2-19-15			
大田区役所	http://www.city.ota.tokyo.jp/			
<b>☎</b> 03-5744-1111	〒 144-8621 東京都大田区蒲田 5-13-14			
世田谷区役所	http://www.city.setagaya.lg.jp/			
<b>☎</b> 03-5432-1111	〒 154-8504 東京都世田谷区世田谷 4-21-27			

渋谷区役所	http://www.city.shibuya.tokyo.jp/				
<b>☎</b> 03-3463-1211	〒 150-8010 東京都渋谷区渋谷 1-18-21				
中野区役所	http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/				
<b>2</b> 03-3389-1111	〒 164-8501 東京都中野区中野 4-8-1				
杉並区役所	http://www.city.suginami.tokyo.jp/				
<b>☎</b> 03-3312-2111	〒 166-8570 東京都杉並区阿佐谷南 1-15-1				
豊島区役所	http://www.city.toshima.lg.jp/				
<b>☎</b> 03-3981-1111	〒 171-8422 東京都豊島区南池袋 2-45-1				
北区役所	http://www.city.kita.tokyo.jp/				
<b>☎</b> 03-3908-1111	〒 114-8508 東京都北区王子本町 1-15-22				
荒川区役所	http://www.city.arakawa.tokyo.jp/				
<b>☎</b> 03-3802-3111	〒 116-8501 東京都荒川区荒川 2-2-3				
板橋区役所	http://www.city.itabashi.tokyo.jp/				
<b>☎</b> 03-3964-1111	〒 173-8501 東京都板橋区板橋 2-66-1				
練馬区役所	http://www.city.nerima.tokyo.jp/				
<b>☎</b> 03-3993-1111	〒 176-8501 東京都練馬区豊玉北 6-12-1				
足立区役所	http://www.city.adachi.tokyo.jp/				
<b>☎</b> 03-3880-5111	〒 120-8510 東京都足立区中央本町 1-17-1				
葛飾区役所	http://www.city.katsushika.lg.jp/				
<b>☎</b> 03-3695-1111	〒 124-8555 東京都葛飾区立石 5-13-1				
江戸川区役所	http://www.city.edogawa.tokyo.jp/				
<b>☎</b> 03-3652-1151	〒 132-8501 東京都江戸川区中央 1-4-1				

## 【市役所】

昭島市役所	http://www.city.akishima.lg.jp/
<b>☎</b> 042-544-5111	〒 196-8511 東京都昭島市田中町 1-17-1
あきる野市役所	http://www.city.akiruno.tokyo.jp/
<b>☎</b> 042-558-1111	〒 197-0814 東京都あきる野市二宮 350
稲城市役所	http://www.city.inagi.tokyo.jp/
<b>☎</b> 042-378-2111	〒 206-8601 東京都稲城市東長沼 2111
青梅市役所	http://www.city.ome.tokyo.jp/
<b>☎</b> 0428-22-1111	〒 198-8701 東京都青梅市東青梅 1-11-1
清瀬市役所	http://www.city.kiyose.lg.jp/
<b>2</b> 042-492-5111	〒 204-8511 東京都清瀬市中里 5-842
国立市役所	http://www.city.kunitachi.tokyo.jp/
<b>2</b> 042-576-2111	〒 186-8501 東京都国立市富士見台 2-47-1
小金井市役所	http://www.city.koganei.lg.jp/
<b>☎</b> 042-383-1111	〒 184-8504 東京都小金井市本町 6-6-3
国分寺市役所	http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/
<b>☎</b> 042-325-0111	〒 185-8501 東京都国分寺市戸倉 1-6-1
小平市役所	http://www.city.kodaira.tokyo.jp/
<b>☎</b> 042-341-1211	〒 187-8701 東京都小平市小川町 2-1333
狛江市役所	http://www.city.komae.tokyo.jp/
<b>2</b> 03-3430-1111	〒 201-8585 東京都狛江市和泉本町 1-1-5
立川市役所	http://www.city.tachikawa.lg.jp/
<b>2</b> 042-523-2111	〒 190-8666 東京都立川市泉町 1156-9
多摩市役所	http://www.city.tama.lg.jp/
<b>2</b> 042-375-8111	〒 206-8666 東京都多摩市関戸 6-12-1
調布市役所	http://www.city.chofu.tokyo.jp/
<b>2</b> 042-481-7111	〒 182-8511 東京都調布市小島町 2-35-1

西東京市役所	http://www.city.nishitokyo.lg.jp/
<b>2</b> 042-464-1311	〒 188-8666 東京都西東京市南町 5-6-13
八王子市役所	http://www.city.hachioji.tokyo.jp/
<b>2</b> 042-626-3111	〒 192-8501 東京都八王子市元本郷町 3-24-1
羽村市役所	http://www.city.hamura.tokyo.jp/
<b>☎</b> 042-555-1111	〒 205-8601 東京都羽村市緑ケ丘 5-2-1
東久留米市役所	http://www.city.higashikurume.lg.jp/
<b>2</b> 042-470-7777	〒 203-8555 東京都東久留米市本町 3-3-1
東村山市役所	http://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/
<b>☎</b> 042-393-5111	〒 189-8501 東京都東村山市本町 1-2-3
東大和市役所	http://www.city.higashiyamato.lg.jp/
<b>☎</b> 042-563-2111	〒 207-8585 東京都東大和市中央 3-930
日野市役所	http://www.city.hino.lg.jp/
<b>2</b> 042-585-1111	〒 191-0016 東京都日野市神明 1-12-1
府中市役所	http://www.city.fuchu.tokyo.jp/
<b>2</b> 042-364-4111	〒 183-8703 東京都府中市宮西町 2-24
福生市役所	http://www.city.fussa.tokyo.jp/
<b>2</b> 042-551-1511	〒 197-8501 東京都福生市本町 5
町田市役所	http://www.city.machida.tokyo.jp/
<b>☎</b> 042-722-3111	〒 194-8520 東京都町田市森野 2-2-22
三鷹市役所	http://www.city.mitaka.tokyo.jp/
<b>2</b> 0422-45-1151	〒 181-8555 東京都三鷹市野崎 1-1-1
武蔵野市役所	http://www.city.musashino.lg.jp/
<b>☎</b> 0422-51-5131	〒 180-8777 東京都武蔵野市緑町 2-2-28
武蔵村山市役所	http://www.city.musashimurayama.lg.jp/
<b>2</b> 042-565-1111	〒 208-8501 東京都武蔵村山市本町 1-1-1

# 7-2. 入国管理局リスト

#### ちょうそんやくば 【町村役場】

瑞穂町役場	http://www.town.mizuho.tokyo.jp/			
<b>2</b> 042-557-0501	〒 190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎 2335			
日の出町役場	http://www.town.hinode.tokyo.jp/			
<b>☎</b> 042-597-0511	〒 190-0192 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780			
奥多摩町役場	http://www.town.okutama.tokyo.jp/			
<b>☎</b> 0428-83-2111	〒 198-0212 東京都西多摩郡奥多摩町氷川 215-6			
檜原村役場	http://www.vill.hinohara.tokyo.jp/			
<b>☎</b> 042-598-1011	〒 190-0212 東京都西多摩郡檜原村 467-1			

	-
札幌入国管理局	〒 060-0042 北海道札幌市中央区大通り西12丁目 札幌第3合同庁舎 ☎ 011-261-7502(代)
仙台入国管理局	〒 983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪 1-3-20 仙台第 2 法務合同庁舎 <b>☎</b> 022-256-6076(代)
東京入国管理局	〒 108-8255 東京都港区港南 5-5-30
成田空港支局	〒 282-0004 千葉県成田市古込字古込 1-1 成田国際空港第 2 旅客ターミナルビル 6 階
羽田空港支局	〒 144-0041 東京都大田区羽田空港 2-6-4 羽田空港 CIQ 棟 <b>☎</b> 03-5708-3202(代)
横浜支局	〒 236-0002 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町 10-7 20 045-769-1720(代)
名古屋入国管理局	〒 455-8601 愛知県名古屋市港区正保町 5-18 <b>☎</b> 052-559-2150(代)
中部空港支局	〒 479-0881 愛知県常滑市セントレア 1-1 CIQ 棟 3 階 ☎ 0569-38-7410(代)
大阪入国管理局	〒 559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北 1-29-53 <b>☎</b> 06-4703-2100(代)
関西空港支局	〒 549-0011 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中 1 番地 <b>☎</b> 072-455-1453(代)
神戸支局	〒 650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通り 29 神戸地方合同庁舎 ☎ 078-391-6377(代)
広島入国管理局	〒 730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎内 <b>25</b> 082-221-4411(代)
高松入国管理局	〒 760-0033 香川県高松市丸の内 1-1 高松法務合同庁舎 ☎ 087-822-5852(代)
福岡入国管理局	〒 810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴 3-5-25 福岡第 1 法務総合庁舎 <b>☎</b> 092-717-5420(代)
那覇支局	〒 900-0022 沖縄県那覇市樋川 1-15-15 那覇第 1 地方合同庁舎 <b>☎</b> 098-832-4185(代)

# 7-3. 在日外国(アジア)公館リスト

インド大使館	http://www.indembassy-tokyo.gov.in/		
☎ 03-3262-2391	〒 102-0074 東京都千代田区九段南 2-2-11		
インドネシア共和国大使館	http://www.kemlu.go.id/tokyo/		
<b>☎</b> 03-3441-4201	〒 141-0022 東京都品川区東五反田 5-2-9		
ベトナム社会主義共和国大使館	http://www.vnembassy-jp.org/ja		
☎ 03-3466-3311	〒 151-0062 東京都渋谷区元代々木町 50-11		
カンボジア王国大使館	http://www.cambodianembassy.jp/		
<b>☎</b> 03-5412-8521	〒 107-0052 東京都港 区赤坂 8-6-9		
シンガポール共和国大使館	http://www.mfa.gov.sg/tokyo/		
☎ 03-3586-9111	〒 106-0032 東京都港区六本木 5-12-3		
スリランカ民主社会主義共和国大使館			
<b>2</b> 03-3440-6911	〒 108-0074 東京都港区高輪 2-1-54		
タイ王国大使館	http://www.thaiembassy.jp/		
<b>☎</b> 03-5789-2433	〒 141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-6		
大韓民国大使館	http://overseas.mofa.go.kr/jp-ja/index.do		
☎ 03-3452-7611	〒 106-0047 東京都港区南麻布 1-2-5		
中華人民共和国大使館	http://www.china-embassy.or.jp/		
☎ 03-3403-3388	〒 106-0046 東京都港区元麻布 3-4-33		
ネパール連邦民主共和国大使館	http://www.nepalembassyjapan.org/		
☎ 03-3713-6241	〒 153-0064 東京都目黒区下目黒 6-20-28 フクカワハウス B		
パキスタン・イスラム共和国大使館	http://pakistanembassytokyo.com/ja		
☎ 03-5421-7741	〒 106-0047 東京都港区南麻布 4-6-17		
バングラデシュ人民共和国大使館	http://bdembjp.mofa.gov.bd/		
<b>2</b> 03-3234-5801	〒 102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-29		
東ティモール民主共和国大使館			
☎ 03-3238-0210	〒 102-0071 東京都千代田区富士見 1-8-9		
東京ブータン王国名誉総領事館	http://bhutan-consulate.org/		
☎ 03-3295-9288	〒 101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-2		

フィリピン共和国大使館	http://tokyo.philembassy.net/		
<b>☎</b> 03-5562-1600	〒 106-8537 東京都港区六本木 5-15-5		
ブルネイ・ダルサラーム国大使館	http://www.bruemb.jp/		
<b>☎</b> 03-3447-7997	〒 141-0001	東京都品川区北品川 6-5-2	
マレーシア大使館	http://www.k	:ln.gov.my/web/jpn_tokyo/home	
<b>☎</b> 03-3476-3840	〒 150-0036	東京都渋谷区南平台町 20-16	
ミャンマー連邦大使館	http://www.r	nyanmar-embassy-tokyo.net/	
☎ 03-3441-9291	〒 140-0001	東京都品川区北品川 4-8-26	
モルディブ共和国大使館	http://www.r	naldivesembassy.jp/	
<b>क</b> 03-6234-4315	〒 106-0041	東京都港区麻布台 1-9-10 飯倉 IT ビル 8 階	
モンゴル国大使館	http://www.t	okyo.embassy.mn/	
<b>☎</b> 03-3469-2088	〒 150-0047	東京都渋谷区神山町 21-4	
ラオス人民民主共和国大使館	http://www.la	aoembassytokyo.com/	
☎ 03-5411-2291	〒 106-0031	東京都港区西麻布 3-3-22	

※ 2019年1月現在

## 7-4. 一般財団法人 共立国際交流奨学財団

アジア諸国からの留学生を支援するために、次のような事業を行っています。

#### <公益事業>

#### ■奨学金支給事業

・一般財団法人共立国際交流奨学財団 奨学金 各年度:15名(合計30名) 支給期間:2年間 支給金額:10万円(月額)

- ・(株) 共立メンテナンス奨学基金 奨学金 各年度:35名程度 支給期間:1年間 支給金額:6万円(月額)
- ・現地支給奨学金(ベトナム・ミャンマー・カンボジア・ラオス)各年度:約12名程度 支給期間:1年間 支給金額:1万5千円(年額)
- ・奨学候補生現地(ベトナム・ミャンマー・カンボジア・インドネシア・マレーシア) 選考会の開催

#### ■生活・学習情報支援事業

- ・財団紹介パンフレット、情報誌「アジア文流」(年2回)、留学生の就職情報誌「共立・桜」、 日本生活案内「留学生生活手帳」(本誌)を刊行
- ・ソウル事務所にて、日本の就職情報、生活情報を無償で提供

#### ■国際交流支援事業

- ・「日本体験コンテストin大韓民国」の開催(年1回)
- ・「日本語体験コンテストin成都」、「日本語体験コンテストinホーチミン」、 「日本語体験コンテストinヤンゴン」、「日本語体験コンテストinバンコク」、 「日本語体験コンテストinプノンペン」、「日本語体験コンテストinジャカルタ」、 「日本語体験コンテストinクアラルンプール」の開催(各年1回)
- ・「日本人学生の『アジア体験』コンテスト」の開催(年1回)
- ・奨学生、留学生を中心とした研修旅行(ホームステイプログラム)の開催(北海道、 沖縄等年6回程度)

#### <収益事業>

#### ■留学生寮事業

- ・国際交流会館 2棟(つつじヶ丘男子学生会館、相模大野学生会館)の運営
- ・学習奨励寮での安全で良好な住居の提供

#### ■『学習奨励寮』支援制度

当財団は、2008年10月以降の世界経済の不況による影響で、留学生が生活費不足という経 済的理由により就学を断念する傾向が増大している現状から、経済的不安なく学生生活を過 ごしてもらう為、全国7地域(札幌、仙台、首都圏、名古屋、大阪、京都、福岡)で部屋を 用意し、留学生の生活支援と学習意欲を奨励する為に「学習奨励寮」を安価で提供しています。

#### 寮の特徴

- ① 寮長、寮母が同居!
- → 学生の安全管理、学校との連携
- ② 寮長、寮母てづくりの寮食! → 学生の健康管理、病気対応
- ③ 日本人学生と留学生混在!
- → 学生間の国際交流・異文化体験

④ 学生寮!

→ 学習環境の整備



※2018年12月現在の費用です。

## ★国際交流会館★

#### つつじヶ丘男子学生会館

東京都調布市若葉町3-9-3

2食付、家具付、ドミトリータイプ

【居室】洋室9.9m2 【交通】京王線「つつじヶ丘駅」下車徒歩約15分、

「仙川駅」下車徒歩13分 (バス利用時、「稲荷前|下車徒歩1分)



	毎	月支	払
寮費 (1日2食付) 53,000円		+	電通

電気代 5,000円(税別) 通話料(実費)

契約時費用【124,000円】 入室料 53.000円 リフォーム代 15,000円 建物維持費 (年額) 3.000円 53,000円 1ヶ月目寮費



居室 (1人部屋)

■短期契約(90日以下)

契約時一括支払(1ヶ月の場合) 寮費(1日2食付) 72.000円/月 (電気代・建物維持費・インターネット代込)

その他の支払 通話料 (実費)



パブリックバス



#### 相模大野学生会館

神奈川県相模原市南区 東林間1-15-21

2食付、家具付 マンションタイプ

【居室】洋室16.4m2

【交通】小田急線「相模大野駅」下車 徒歩12分、 小田急江ノ島線「東林間駅|下車徒歩約7分



■長期契約 (91日以上)

	~~,	·		
			毎月:	支払
— 人	另	費		L

電気代 5,000円(税別) (1日2食付) 通話料(実費) 65.000円

#### 契約時費用【156,000円】 入室料 リフォーム代 建物維持費 (年額) 1ヶ月目寮費



■短期契約(90日以下)

契約時一括支払(1ヶ月の場合) 寮費(1日2食付) 88.000円/月 (電気代・建物維持費・インターネット代込)

通話料 (実費)

その他の支払

- ※長期契約入寮時の日割り適用
- ※建物維持費の加入は入寮の際義務付けられています





居室間取図



詳しくは共立財団ホームページへ。

検索

| お問い合わせ |

共立財団

00 0120-952423

(月~金 9:00-17:00)

### ワンルームタイプで食事付【住居】情報

#### 【学牛会館の特徴】

- ・館長夫妻が常駐し、日曜・祝日・第5土曜日等を除き、朝夕2食のご提供がサービスとなります。
- ・居室内整備は、机・椅子・タンス・書棚・ベッド・ユニットバス・ミニキッチン・デスクライト・カーテン・IP電話・ エアコン・インターネット回線等が備え付けとなります。
- ・共用設備(サービス)は、食堂・大浴場(一部無し)・ランドリールーム等となります。
- ・詳細は各会館によって異なりますので、あらかじめお問い合わせください。

#### 【外観イメージ】





【居室のイメージ】

ドミール本蓮沼

ドミール上石神井

【共用設備のイメージ】



【室内のイメージ】

【食事のイメージ】



#### ◆長期契約料金表◆ (留学生料金がご利用できない会館もございます)

	会館タイプ	Cタイプ(マンションタイプ)個室
費用		99.900円
館	費(月額)	35,300[ ]
建物	維持費 (年 額)	3,000円
契約金	入 館 費	50,000円
突削壶	保 証 金	50,000円
	ルームクリーニング料*	46,440円
その他	電 気 料 金*	固定料金(5,400円)/電力会社との直接契約
費用	通信設備料*	3,890円+IP電話使用料金

- ※学生会館によってはガス料金、水道料金を各社と直接契約して頂く場合もあります。
- ※表中の\*がついている項目は消費税込の表示です。(2018年10月現在8%)
- ※上記は2018年10月現在の料金です。今後、変更させていただく場合もございますのでご了承下さい。
- ※お問い合わせは、下記(株)共立メンテナンスまでご連絡ください。

株式会社共立メンテナンス TEL:+81-3-5295-7889 FAX:+81-3-5295-5906 E-mail: int@gakuseikaikan.com

URL: www.gakuseikaikan.com

## 共立メンテナンス 学生会館利用者数

#### ■入館者学校別リスト(留学生)

2018年10月1日現在

大 学	人数	大 学	人数	専門学校・日本語学校	人数
早稲田大学	417	東京工芸大学	4	文化服装学院	131
多摩大学	31	東洋大学	4	ヒコ・みづのジュエリーカレッジ	5
法政大学	29	立教大学	4	専修学校日本菓子専門学校	4
上智大学	28	尚美学園大学	3	東京デザイン専門学校	3
文化学園大学	28	中央大学	3	HAL東京	2
デジタルハリウッド大学	27	東京造形大学	3	専門学校東京アナウンス学院	2
明治大学	24	成蹊大学	2	専門学校東京デザイナー学院	2
東京大学	18	洗足学園国際大学	2	東京外語専門学校	2
多摩美術大学	15	東京国際大学	2	東京観光専門学校	2
慶應義塾大学	14	東京電機大学	2	その他専門学校	11
亜細亜大学	13	東北大学	2	専門学校計	164
桜美林大学	13	その他	11	その他日本語学校	7
明海大学	8			上記以外	4
東京理科大学	7			その他学校計	11
東京都市大学	6				
神田外語大学	5				
東京工業大学	5	大学計	730	総計	905

<sup>※</sup>首都圏地区のみの個人契約による入館者在籍学校です。

#### ■留学生国別リスト

2010年10日1日田力

■留字生国別リスト 2018年10月1日現在							
国 籍	人数	国 籍	人数	国 籍	人数		
中国	422	デンマーク	4	オーストリア	1		
韓国	120	マレーシア	4	カザフスタン	1		
台湾	59	インド	3	スウェーデン	1		
アメリカ	24	オーストラリア	3	スペイン	1		
インドネシア	14	ミャンマー	3	スリランカ	1		
香港	11	アイルランド	2	チェコ	1		
タイ	9	イギリス	2	フィリピン	1		
ドイツ	9	スイス	2	ヨルダン	1		
カナダ	8	ナイジェリア	2	ラオス	1		
フランス	7	ニュージーランド	2	リトアニア	1		
ベトナム	7	ノルウェー	2	南アフリカ	1		
シンガポール	6	ブルンジ	2	その他 (不明)	150		
オランダ	5	メキシコ	2				
ベルギー	5	モンゴル	2				
イタリア	4	アラブ首長国連邦	1	その他学校計	907		

<sup>※</sup>首都圏地区のみの入館者在籍学校です。



## -般財団法人 共立国際交流奨学財団



#### 〈本 部〉

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目18番8号 TEL:03-5295-0205 FAX:03-5295-0206 (URL) www.kif-org.com

ソウル事務所 (大韓民国)	〒100-191 ソウル特別市中区乙支路16 白南ビル804号 TEL:02-757-2343 FAX:02-775-9997 (URL) www.kyoritsu.or.kr
成都大原日本語学校 (成都委託事務所) 中華人民共和国	〒610-000 四川省成都市青羊区西御街8号西御大厦A座15楼 TEL:028-8613-4443
SAKURA-VT (ホーチミン委託事務所) VIETNAM	147 Pasteur St., Ward 6, District 3, Ho Chi Minh City TEL:08-3820-6318 (URL) www.kif.vn
MOMIJI Japanese Language Center (ヤンゴン委託事務所) MYANMAR	No.15/17 3rd and 4th Floor Insein Road, Hledan Kamayut Township, Yangon TEL:09450-614644 / 09450-614650
J-Study Center by Lai Brothers Corporation (バンコク委託事務所) THAILAND	77/254 Phayathai Rd., Rajthevi, Bangkok 10400 TEL:02-255-9683 / 085-686-0400 FAX:02-255-9680 (URL) www.kif-thai.com
KHJ GROUP (プノンペン委託事務所) CAMBODIA	No.101c, St.36sony, SangkatTekThla, KhanSenSok, Phnom Penh City TEL:077-777-604 (URL) www.kif-cam.com
COACH (ジャカルタ委託事務所) INDONESIA	JI.Percetakan Negara 2 Makam No.11, Jakarta Pusat 10560 TEL-FAX:021-4222453 (URL) www.kyoritsu.or.id
A To Z Language Centre SDN BHD (クアラルンプール委託事務所) MALAYSIA	70B Jalan SS21/62 47400 Damansara Utama Petaling Jaya Selangor TEL:03-7728-4662 (URL) atozlanguage.com

<sup>※</sup>上記以外に法人契約にて700室以上の契約がございます。

<sup>※</sup>その他は日本国籍を持っているが海外に居住している等で国籍分類が難しい方等。

2019年2月 第7版発行 著作・発行 一般財団法人 共立国際交流奨学財団 〒101-0021 千代田区外神田2-18-8 TEL 03-5295-0205 E-mail: kif-info@dormy.co.jp